

重要文化財（建造物）旧広瀬座 保存活用計画

令和3年7月

福島市

例 言

1. 本計画は、福島市が令和元年度重要文化財（建造物）公開活用事業費を活用して策定したものである。
2. 本計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成 11 年 3 月文化庁文化財保護部）に準拠し、必要に応じて計画の標準項目の追加及び削除を行って策定した。
3. 本計画策定にあたり、「令和元年度 旧広瀬座再整備指導委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、外部有識者の専門的な指導・助言を得て策定した。

令和元年度 旧広瀬座再整備指導委員会

	氏 名	所 属
委員長	懸田 弘訓	NPO 民俗芸能を継承するふくしまの会理事長 福島市文化財保護審議会 委員長
委員	高橋 恒夫	東北工業大学建築学科 名誉教授 福島市文化財保護審議会 委員
委員	西本 省吾	独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場制作部舞台監督美術課長
委員	後藤 治	工学院大学理事長 歴史的建造物活用ネットワーク共同代表
委員	腰原 幹雄	東京大学生産技術研究所教授
行政オフィサー	上田 浩人	松竹㈱演劇製作部演劇製作室 チーフプロデューサー
事務局	中村 鉄也	福島市文化振興課 課長
同	古川 麻里子	福島市文化振興課 文化財係長
同	新井 達哉	福島市文化振興課 埋蔵文化財係長
同	村上 型子	福島市文化振興課 文化財係主査
同	阿部 雅明	福島市建設部建築住宅課 課長
同	加藤 貴光	福島市建設部建築住宅課 建築係長
同	絣野 廣知	福島市建設部建築住宅課 建築係技査
同	清野 隆司	福島市建設部建築住宅課 設備係長
同	堀 泰輔	福島市建設部建築住宅課 設備係技査
同	高橋 美	福島市建設部建築住宅課 設備係副技査

行政オフィサー

梅津 章子	文化庁 整備活用部門（建造物） 文化財調査官
星 健司	福島県教育庁文化財課 文化財主査

4. 本計画の策定業務は、技術指導及び計画策定の支援を株式会社文化財構造計画に委託して実施された。

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の作成.....	1
2. 文化財の名称等.....	1
3. 文化財の概要.....	6
4. 文化財保護の経緯.....	11
5. 保護の現状と課題.....	12
6. 計画の概要.....	12
第2章 保存管理計画.....	15
1. 保存管理の現状.....	15
2. 保護の方針.....	15
3. 管理計画.....	18
4. 修理計画.....	18
第3章 環境保全計画.....	20
1. 環境保全の現状と課題.....	20
2. 環境保全の基本方針.....	22
3. 区域の区分と保全方針.....	22
4. 建造物の区分と保護の方針.....	23
5. 防災上の課題と対策.....	24
第4章 防災計画.....	25
1. 防火・防犯対策.....	25
2. 耐震対策.....	34
3. 耐風対策.....	39
4. 雪害対策.....	39
5. その他の災害対策.....	39
第5章 活用計画.....	40
1. 公開・活用の現状.....	40
2. 他の芝居小屋の利用状況.....	43
3. 公開・活用に係る課題.....	47
4. 公開・活用の基本方針.....	48
5. 公開計画.....	49

6. 活用計画	51
7. 公開・活用に向けての課題	56
8. 活用計画の検討過程	57
第6章 保護に係る諸手続き	63
1. 文化財保護法及びその他の関係法令に規定される手続き	63
2. 本保存活用計画の改正について	66
参考文献	67

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

- (1) 作成年月日 令和2(2020)年2月
- (2) 作成者 福島市

2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称等

ア 名称及び員数

旧広瀬座 1棟

イ 指定年月日及び指定記号番号

平成10(1998)年12月25日 191

(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式

桁行29.1m、梁間16.6m、一部二階、入母屋造、妻入、四面庇付、こけら葺、西側面
南端便所・風呂場附属

(3) 建造物の所在地

福島県福島市上名倉福島市民家園内

(4) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者 福島市

イ 所有者住所 福島県福島市五老内町3番1号



写真 1-1 旧広瀬座（北正面）

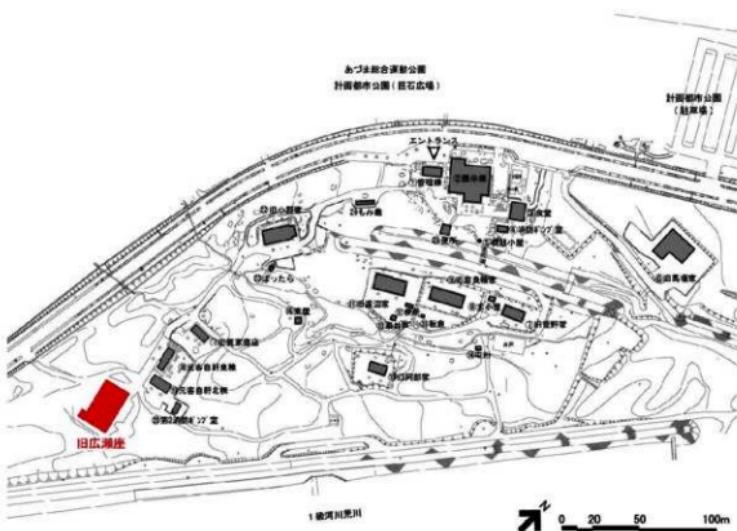


図 1-1 福島市民公園配置図

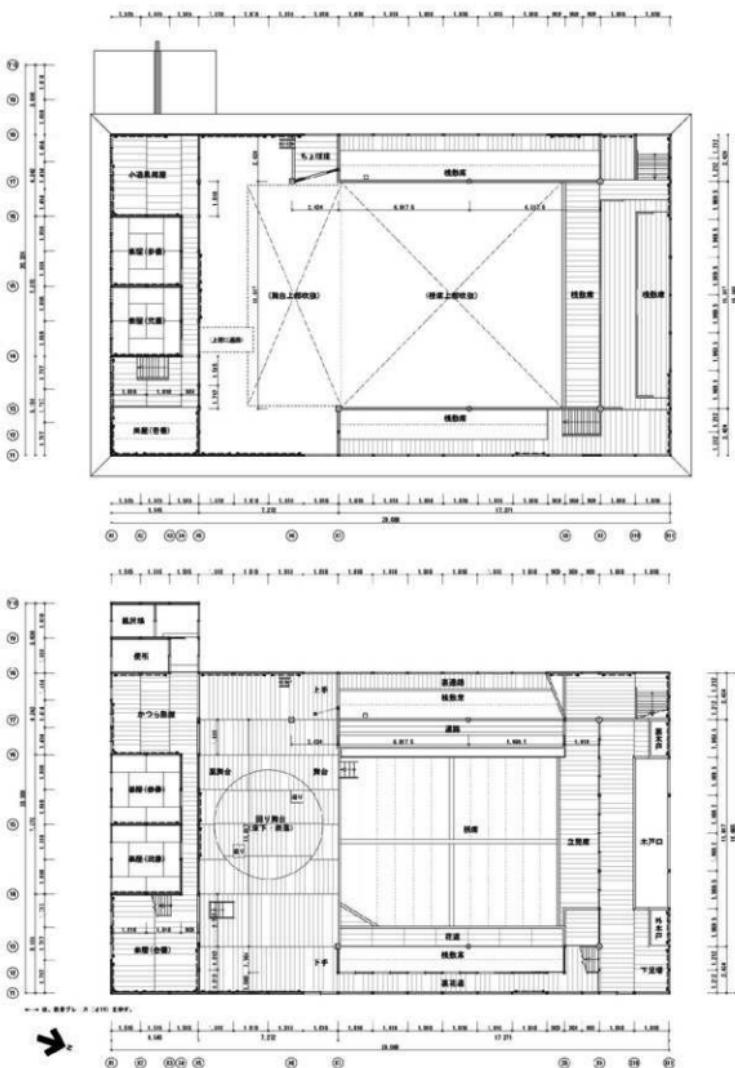


図 1-2 平面図（上 : 2階、下 : 1階）

現在使われている部屋名に基づき、本計画においては上記の名称を使用する。

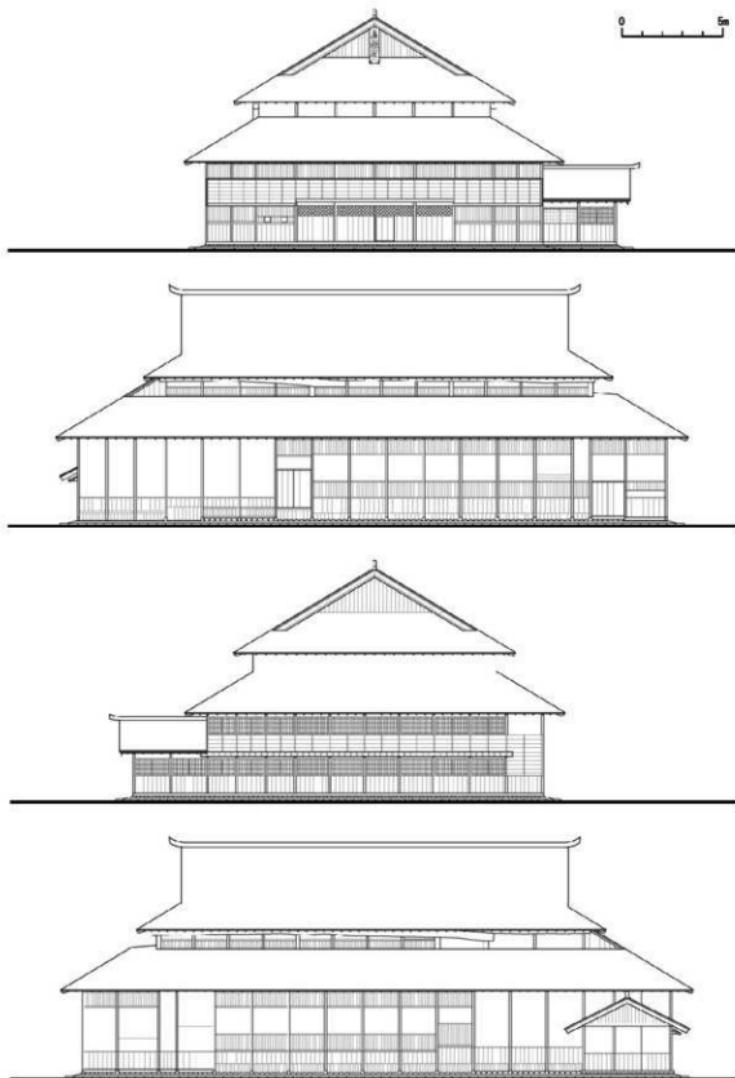


図1-3 立面図（上から：北・東・南・西）

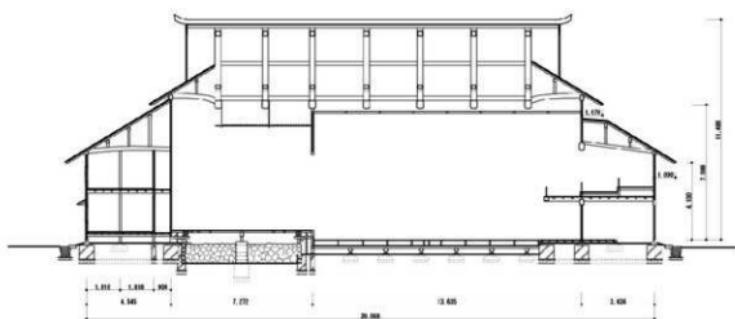
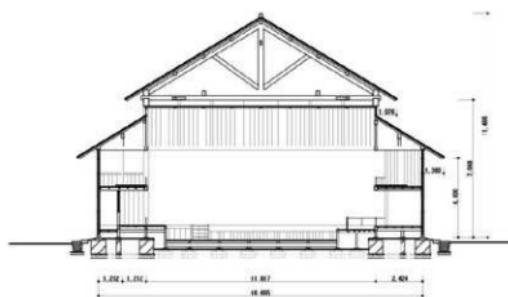


図1-4 断面図（上：梁間、下：桁行）

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

重要文化財（建造物）の指定を受けている。

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

旧広瀬座は、福島市中心部から南西へ約8キロメートルの上名倉に位置し、福島盆地の南西部、荒川の左岸に広がる県立あづま総合運動公園内の福島市民家園にある。福島市民家園は市の所管であるが、土地は県の所有となっている。

福島市民家園は、県立あづま総合運動公園内の一画を「郷土の森」として位置づけ、その森の中に近世・近代初期の代表的民家の復原、及び民家内に生活・生産用具の展示、更には環境復原を図り、近世以降の庶民のくらしを理解するための文化財保存施設及び教育施設の建設を目指した「郷土の森（民家園）基本構想」に基づき建設され、国指定重要文化財1棟（旧広瀬座）、県指定重要文化財3棟、市指定有形文化財5棟、市指定有形民俗文化財1棟が移築され、保存されている。また、現在は民家園の園路として活用しているが、暴れ川である荒川の氾濫を防ぐために築かれた「霞堤」と呼ばれる堤防跡が存在している。



図 1-5 広域配置図

1 創立沿革

旧広瀬座は、福島市の北東に位置する旧梁川町（現在の伊達市梁川町）北本町の広瀬川南畔に、当時唯一の大衆娯楽施設として明治20（1887）年町内の有志により建設され、明治期の芝居小屋としては、福島県内に現存する唯一の建物である。明治時代から大正時代にかけ常設芝居小屋として利用されてきたが、昭和時代に入り映画需要の高まりに合わせ映画館としても利用され、昭和16（1941）年の浸水被害を契機に客席部分の改修（拝席から椅子席へ）を行い、昭和20年代から昭和50年代まで映画館として利用されてきた。

昭和 61(1986) 年 8 月の広瀬川氾濫を契機とした河川拡幅工事に伴い、解体消滅が余儀なくされたため、福島市において「福島市民家園」の展示物として移築復原を計画し、平成 2(1990) 年広瀬座組合より関係諸道県と合わせ寄贈を受け、平成 4(1992) 年 9 月に復

原工事に着手し平成6(1994)年9月に完成、同年10月から一般公開を行っている。

ウ 施設の性格

移築当初は展示物として活用されていたが、近年は芝居小屋として舞台観客席等を利用した催しが行われている。

エ 主な改造時期とその内容

〔梁川町時代〕

明治42(1909)年	明治40(1907)年8月の浸水被害の修繕
明治45(1912)年	亜鉛めつき鋼板葺に葺替え
大正2(1913)年	同年8月の浸水被害の修繕
昭和16(1941)年	1階床板の撤去及びコンクリート打ち(同年7月の浸水被害のため)
昭和35(1960)年	2階正面棟敷を映写室と事務室へ全面改装
昭和41(1966)年	南東隅に付帯していた観客用便所を除却、南側中央部に新設
昭和45(1970)年	北西隅に付帯の楽屋便所と風呂場を解体。風呂場は主棟北西隅のかつら部屋を改造して収容
平成3(1991)年2月	解体(広瀬川の河川拡幅工事に伴う)

〔福島市時代〕

平成4(1992)年9月	福島市民家園内に移築着手
平成6(1994)年9月	完成

(3) 建造物の移築と復原について

平成元年に福島市民家園への移築が決まり、梁川町教育委員会の依頼によって、東北工業大学草野和夫研究室が実測及び関連史料の調査が行われた。その内容は、梁川町教育委員会『梁川町広瀬座調査報告書 平成2年3月』(梁川町教育委員会、平成2年3月)(以下、「報告書」という。)として刊行された。

その後、福島市教育委員会の依頼によって、草野研究室が解体工事仕様書、復原組立基本設計図書を作成した。また平成3年に解体工事と部材運搬が行われ、その際に草野研究室によって解体調査が行われている。その結果を元に訂正した組立基本設計図書が作成された。

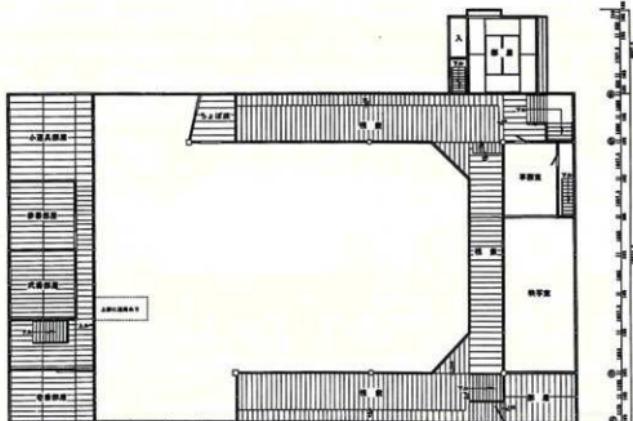
平成4年には、草野教授の指導のもと、(有)溝井設計事務所の設計によって実施設計が行われ、平成5年5月より復原工事に着手し平成6年9月に竣工した(監理・指導監修とも実施設計時と同じ)。またその内容について、福島市教育委員会『旧広瀬座移築保存工事報告書 1996年2月』として刊行されている。

建築当初、広瀬座では、柿落しに東京歌舞伎を迎える等歌舞伎を指向していたが、当時の見世物巡業も興行として取り入れ、時には講演会場や政談演説場として、公会堂の

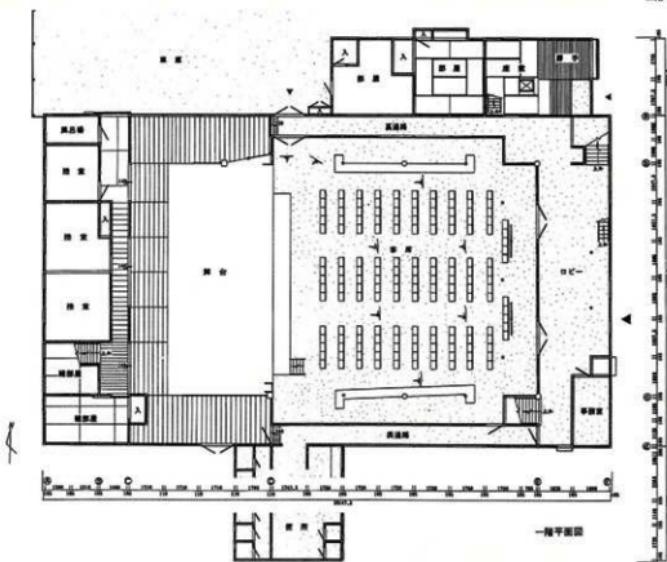
役目も果たしていた。その後、芝居から活動写真へと興行が変化し、それに伴って建物も改変が行われた。

改修については、報告書によると、明治 20 年に竣工した後、同 40 年 8 月に浸水被害があったため、同 42 年 12 月に修理が行われた。また、同 45 年秋には屋根を木羽葺から亜鉛めっき鋼板葺に変更した。大正 2 年 8 月には再び浸水被害を受け、同年秋に修繕が行われた。昭和 16 年 7 月の浸水被害を機に、1 階板床を撤去し、コンクリート土間に変えられている。昭和 35 年から同 45 年の間に、2 階正面棟敷への映写室設置や観客用便所の位置変更、楽屋風呂及び同便所の解体等が行われた。(図 1-6)

移築前の状況と解体時に痕跡調査が行われ、その結果を元に当初の姿を目指した復原が行われたと推察される。移築工事においては、付帯施設である管理人住居と客用便所は移築されずに、楽屋便所及び風呂場が復原された。また、移築工事に伴って小屋梁に木製の水平筋違を追加し、壁位置で金物と鉄筋プレースによる筋違を新たに設ける等の構造補強も行われている。



二階平面図



一階平面図

図 1-6 移築前の平面図

(4) 文化財の価値

旧広瀬座は、福島県北部の旧梁川町（現在の伊達市梁川町）に建てられた芝居小屋（劇場建築）で、棟札から明治20（1887）年に上棟されたことがわかる。

この種の常設の芝居小屋は、経済的な繁栄をみた各都市では江戸末期から遅くは昭和初期にかけて逐次建設されたが、戦禍や戦後の経済成長に伴う公共施設の拡充、都市の再開発や施設の老朽化によって姿を消している。今日では全国的にみても数棟の遺構が残るのみとなっている。

このように旧広瀬座は、全体的に簡素な造りではあるが、東北地方に現存する遊興施設の数少ない事例で、その中でも古い方に属する代表的遺構であり、保存状態もよく、江戸時代の形態を踏襲する明治中期の芝居小屋として貴重である。また、市内には歴史的建造物で興行ができるような場所がないため、文化振興においても貴重な場である。

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業の履歴

事業年	事業内容	経費負担
平成 6 年 (1994)	福島市民家園へ移築	市費
平成 17 年 (2005)	雨漏り対策として屋根全体をルーフィングで仮葺き	市費
平成 20~21 年 (2008~2009)	屋根葺替え及び部分修理の実施 ・こけら葺の全面葺替えを行い、腐朽、破損した屋根下地を補修。 ・屋根下地及び土台廻りに防腐・防虫剤を塗布し耐久性向上を図る。 ・鳥獣被害（キツツキ）が見られる外壁を補修 ・これまでの雨漏りにより汚損した天井紙貼の貼替え。 ・汚損、破れ等が見られる障子紙の貼替え。	国補助
平成 26 年 (2014)	1 階楽屋前廊下の西側部分（舞台裏）床破損 ・床の破損（20×10cm）：破損床板 1 枚を外し、同素材（松）の新材に古色した床板と取替え	市費
平成 27 年 (2015)	1 階風呂場壁面上部の穴 ・キツツキ等による直径 5cm 程の穴：破損壁板 2 枚を外し、同素材（杉）の新材に古色した壁板と取替え。	市費
平成 28 年 (2016)	楽屋入口外扉・障子戸上部の破損 ・紙部分破損（800×570mm）、腰板に爪痕 5 か所（福島県漁友会聞き取りから熊の悪戯による損壊と思われる）：障子戸は、格子を作り直し組入れ、障子紙を貼直し、腰板は古色塗り。	市費
平成 29 年 (2017)	2 階楽屋部分の屋根の穴 ・強風により折れた枝が落下したと思われる 30×20cm 程度の穴：傷んだ部材を取り除き、同材の杉の木羽板で葺き直し。	市費
令和元年度 (2019)	西側屋根の補修 ・大雨により雨漏りが進行した。	市費

(2) 活用履歴

通常の公開においては、1 階立見席までを入場可能とし、2 階を含めたその他の部分は立入不可としている。興行を行う際には、見学者は 1 階の桟席、桟敷までを入場可能とし、公演者については、舞台と楽屋等も使用している。

見学だけではなく、平成 11 年度より農村歌舞伎等の公演等で活用しており、平成 15 年には旧広瀬座事業実行委員会を設置し、各種公演を行っている。近年は、映画やドラマ等のロケ地としても活用されている。

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

①保存の現状

旧広瀬座は明治20年に旧梁川町（現在の伊達市梁川町）に建設され、平成6年に現在の福島市民家園内に移築された。梁川町時代には改修・改装が何度か行われており、移築の際になるべく建設当初の姿に戻すようにした。

平成20・21年度にかけて、屋根の葺き替え等の大規模改修を行ったがその後は小規模修繕にとどまっている。平成26年度以降はほぼ毎年修繕を行っており、各部位に破損が存在する。

②保存の課題

ア 保存管理

平成28・29年度に国庫補助事業によって実施した耐震診断により、南北方向、東西方向ともに大地震時に大きく変形し、柱が折損する可能性があることがわかり、早々に耐震対策工事が必要である。また、屋根の傷みがひどく、雨漏り等もあるため、葺き替えが必要である。

イ 環境保全

計画区域内における当面の課題はないが、土地が県所有であるため、活用整備に伴う樹木の伐採や工作物の整備には、県との協議が必要になる。

ウ 防災

老朽化により防火設備の見直しが必要である。

(2) 活用の現状と課題

耐震の問題から2階席が利用できず⁹にいるが、2階利用を要望する声が多いため利用できるよう工夫をする必要がある。また、観客・出演者用のトイレ等水回りや、照明・音響等の設備がないため、芝居小屋としての活用を図るために整備する必要がある。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

旧広瀬座は民家園に移築されている建物であるため、建物と周囲環境との歴史的関連性はない。そのため計画区域は、福島市民家園の敷地のうち、重要文化財旧広瀬座とその周囲、西側前面道路までのアプローチを含む範囲とする。

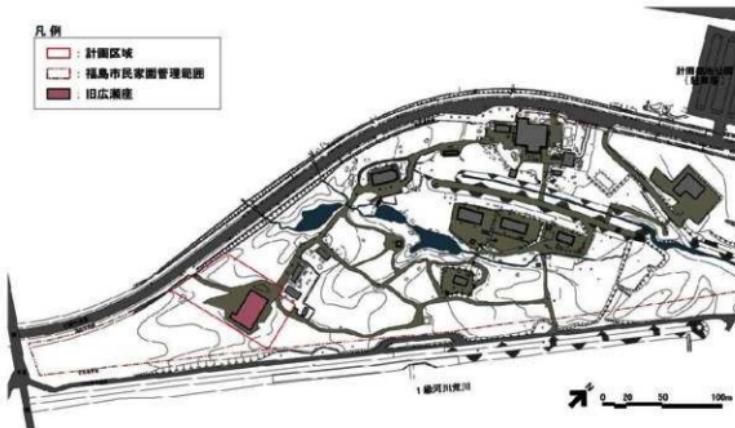


図 1-7 計画区域図

(2) 計画の目的

本計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成 11 年 3 月文化庁文化財保護部）に基づき、東北地方に現存する数少ない遊興施設であり、江戸時代の芝居小屋の形態を踏襲する文化財として価値を損なうことがないよう、保存管理の方法等を定める。また芝居小屋の空間的魅力を発信できる公開・活用のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立を目指すことを目的とする。

(3) 基本方針

旧広瀬座は平成 4~6 年度に移築され、そのとき花道や楽屋用便所及び風呂場等が復原された。創建当初の形に戻すことを第一に工事されているため、移築時の姿を保存することを、保存活用の前提とする。

また、より地域に開かれた施設を目指し現在の公開・活用のあり方を見直し、公開活用にとどまらない、芝居小屋、教育体験、ユニークベニューとしても活用が図れるよう検討する。

(4) 計画の概要

保存活用計画は、「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」、「活用計画」の 4 つの計画と「計画の概要」、「保護に係る諸手続き」の全 6 章から構成されることが基本となる。以下に各計画の概要を示す。

①「計画の概要」

保存活用計画全体の概要を示すもので、文化財としての概要や経緯、修理履歴等の整理を行い、計画の範囲や基本方針を定める。また、保存・管理・活用の現状と課題の概要を記載する。

②「保存管理計画」

建物の部材仕様や破損状況、管理状況等をまとめ、現状の把握と課題を抽出する。また、課題に合わせた修理方針を策定する。

③「環境保全計画」

建物周囲の建築物、工作物等の現状を把握し、文化財と一体的な保全を図るための方針を策定する。現状と課題の整理を行い、今後の管理方法の検討を行う。この対象範囲については、原則は対象建物とその周囲までとするが、民家園内の歴史的な遺構等についての確認と記載を行う。

④「防災計画」

対象建物に対して防火、防犯、耐震、耐風等について過去の被害履歴や対策の確認を行い、今後の対策について検討する。また、防火・防犯・防災の管理については、民家園の管理状況を調査し、予防措置や消火体制等現状と課題を明確にする。

⑤「活用計画」

旧広瀬座の活用において、現状の活用状況とその課題点を整理し、今後の活用方針の策定、それに従った公開活用案を検討する。また活用計画は、大規模な利用の場合と小規模な利用の場合においての活用方法についても記載を行う。

⑥「保護に係る諸手続き」

本建物に関する文化財保護法及び関係法令の整理と必要な届出・許可の手続きについて記載する。

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存の状況

平成6年の移築以後、経年劣化による破損が著しく雨漏り、部材の腐朽等が認められたため、平成20～21(2008～2009)年に屋根の葺替え工事及び部分修理を行った。主な工事内容としては、こけら葺の全面葺替えを行い、腐朽、破損した屋根下地の補修、屋根下地及び土台廻りの防腐・防虫剤塗布、外壁補修、破損した天井紙貼の貼替え、汚損、破れ等が見られる障子紙の貼替えである。

令和元(2019)年、2階西側の棟敷において雨漏りが確認されたため、令和元年度中に屋根の部分補修を行った。



写真2-1 西側屋根



写真2-2 屋根破損部分

(2) 管理の状況

建築の戸締りや清掃、通風、点検等、旧広瀬座を含む福島市民家園の日常管理は、指定管理者である公益財団法人福島県都市公園・緑化協会が行っている。重要文化財建造物の保存修理工事に関する建造物の管理については、福島市により行われている。

2. 保護の方針

重要文化財旧広瀬座において、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

平成6年の移築時の姿に文化財としての普遍的価値を認め、原則として旧広瀬座全体を保存部分とする。

(2) 部位の設定と保護の方針

旧広瀬座の一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、建具等）を単位として、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定し保護の方針を定める。

部位の区分		設定
基準 1	材料自体の保存を行う部位	軸組・床・板壁・天井・小屋組・基礎石・建具・奈落
基準 2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	屋根（こけら葺）・土壁・土間・樹席・手摺り・回り舞台
基準 3	主たる形状及び色彩を保存する部位	基礎コンクリート
基準 4	修理・改造の変更を伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	照明器具等設備機器・補強プレース・ぶどう棚
基準 5	活用を目的として更新または新たに追加された部位	現状は特になし

移築保存工事以前の部位を基準 1 もしくは基準 2 とし、移築保存工事時に新たに追加された部位を基準 3 もしくは基準 4 とすることを基本に設定した。



図 2-1 保護に係る部分の設定

3. 管理計画

(1) 管理の体制

建物は福島市、土地は福島県の所有となっている。所有者である福島市を管理の主体とし、福島市文化振興課が担当部局となり、管理及び管理に係る対応を行う。日常の維持管理等「福島市民家園」の施設全体の運営管理については、指定管理制度を採用し、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会を選定している。

旧広瀬座の維持管理経費については、日常の維持・管理については指定管理料に含まれているが、修繕については別途市が行っている。

1) 所有者

名 称 福島県福島市

担当部局 福島市 市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室 文化振興課

住 所 〒960-8601 福島県福島市五老内町 3-1

電話番号 024-535-1111 (内線 5374)

管理内容 ・施設の修繕

2) 管理者

委託形態 指定管理

委託内容 ・施設の運営・管理・維持

・ボランティア団体の調整

(2) 管理の方法

①施設の運営・管理に関する業務

施設の運営・管理は、指定管理制度を採用し、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会が行っている。

②施設の維持に関する業務

法定点検や清掃・樹木の管理等については公益財団法人福島県都市公園・緑化協会より民間業者へ委託している。

4. 修理計画

(1) 当面必要な維持修理等の措置

平成 20～21(2008～2009)年に屋根の葺替え工事及び部分修理を行っているが、西側の屋根に穴が空いている箇所が多数発見され、酷い箇所については令和元年度中に補修を行った。また、棋席の床板 1 枚についても 20cm ほどの割れが生じたため、修理する予定である。

（2）今後の保存修理計画

屋根の応急処置は行ったが、経年劣化がみられるため令和 4 年度から予定されている耐震補強工事の機会を捉えて全面葺き替えの計画を立てる。また外壁や建具等日常的な点検を強化し、破損が小さい場合は部分補修を行い、破損が大きい場合は補修計画を立て修理していくことで建物の維持管理に努める。

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

(1) 福島市民家園

福島市民家園は、伝承されてきた生活遺産を保護し、活用するための文化財保存施設及び教育施設として、昭和 54(1979)年から建設が進められ、昭和 57(1982)年 8 月、「福島県あづま総合運動公園」内に開園した。「福島県あづま総合運動公園」は、明治百年記念事業として、スポーツ及びレクリエーション施設を共有する都市公園である。この公園の一画を「郷土の森」として位置づけ、民家園を整備したため、土地は県の所有となっている。

園内には、江戸時代中期から明治時代中期にかけての県北地方の民家を中心に、芝居小屋、旅人宿、料亭、板倉、会津地方の民家等を移築復原し、生活・生産用具の展示等、環境復原も可能な限り進めている。旧広瀬座は、平成 2(1990)年に広瀬座組合より寄贈を受け、平成 6(1994)年、民家園の南西部分に移築復原された。

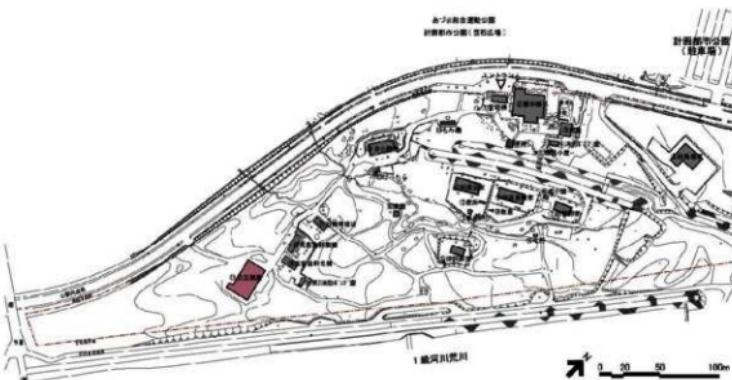


図 3-1 民家園配置図

(2) 旧広瀬座の周辺環境と課題

旧広瀬座の西側を公園内道路が通り、旧広瀬座に直接アプローチできる旧広瀬座口(写真 3-1)があるが、公園道路については許可を受けた自動車しか通行できず、来園者の自動車では直接旧広瀬座ヘアプローチすることができない。通常は民家園正門入口(写真 3-2)より 300mほど園路(写真 3-3)を歩いていくか、旧広瀬座口から徒歩で入園するようになる。

駐車場(写真 3-4)は民家園正門入口より約 200m離れたあづま総合運動公園の駐車場が利用でき、376 台（うち 8 台は車いす用）駐車が可能である。

旧広瀬座の北側には「第 2 消防ポンプ室」(写真 3-5)、「元各自軒」(写真 3-6)、「旧観音宿店」(写真 3-7)が並び、南側には、移築時に作られたと思われる石垣(写真 3-8)がある。



写真 3-1 旧広瀬座口



写真 3-2 民家園入口



写真 3-3 広瀬座までのアプローチ



写真 3-4 駐車場



写真 3-5 第2消防ポンプ室



写真 3-6 元各自軒



写真 3-7 旧観家宿店



写真 3-8 石垣

2. 環境保全の基本方針

都市公園である県立あづま総合運動公園内にある、福島市民家園内の施設であるため、景観に配慮するとともに、文化財にふさわしい周辺環境を保全する。そのためには、土地を所有する県と環境保全方針の共有を行う。

3. 区域の区分と保全方針

本計画では、計画区域を「保存区域」、「保全区域」として、各区域における方針を定める。

(1) 保存区域

保存区域は現状を保存する区域である。この区域では原則新たな建造物を設けず、土地の形質の変更是防災上必要な場合に限る。

本計画では、重要文化財が建つ範囲を保存区域とする。なお重要文化財（建造物）が建つ部分は、建物ではなくその敷地を示す。

(2) 保全区域

保全区域は保存区域に隣接区域で、歴史的な景観や環境を保全する区域とする。この区域内では、建造物等の新築・増改築及び土地の形質を行う場合には、重要文化財（建造物）の外観に配慮したものとする。

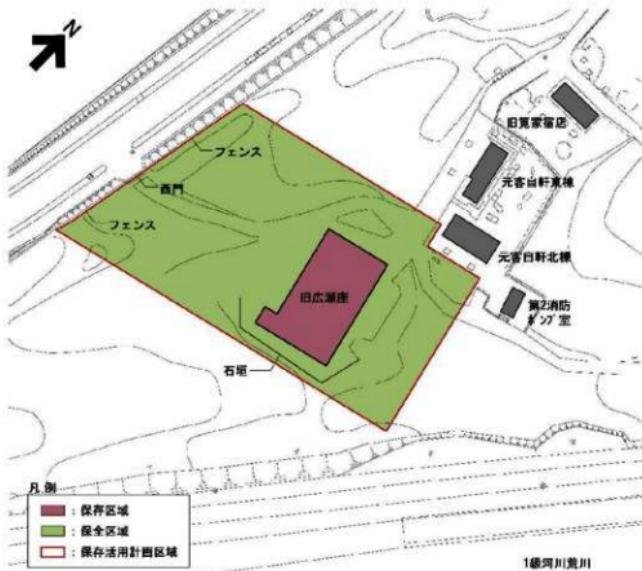


図 3-2 保存活用計画区域区分図

4. 建造物の区分と保護の方針

本計画区域内における建造物、工作物の区分及び各区分における保護の方針は以下のとおりである。

(1) 保存建造物、工作物

保存活用計画区域内に所在する建造物やその建造物と一緒に使用されていた工作物で、重要文化財として指定された建造物以外で、指定建造物に準じて保存を図るもの。本計画では、該当するものはない。

(2) 保全建造物、工作物

指定建造物以外の建造物や工作物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。本計画では、該当するものはない。

(3) その他建造物、工作物

後世に改修、整備された建造物や工作物で、文化財の公開活用に支障が生じる場合に更新、撤去ができるもの。なお、更新、撤去にあたっては周囲の景観に配慮する。本計画では、西門、石垣、フェンスが該当する。

5. 防災上の課題と対策

(1) 洪水浸水想定区域

旧広瀬座の東側を荒川が流れるため、想定し得る最大規模降雨（概ね 1000 年に 1 度）により河川が氾濫した場合、0.5～3.0m未満の浸水する可能性のある区域に設定されている。家屋の倒壊流出する恐れのある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）からは外れているが、近年の洪水被害をみると、大雨警報時は十分な警戒が必要である。

(2) 周辺樹木の管理

民家園の土地は県所有であるため、植栽管理は県であり、計画区域内の管理については、今後県と協議が必要である。

第4章 防災計画

1. 防火・防犯対策

(1) 防火対策

ア 当該文化財の燃焼特性

木造であることから可燃性が高い。内部は、舞台、棟敷とともに高天井を持つ大空間であるため、火災が発生すると進展が早く手遅れになる可能性が高い。更に、舞台等として活用する場合には、舞台装置等可燃性の高いものを設置することも考慮する必要がある。

イ 延焼の危険性

旧広瀬座の北側に木造の元各自軒北棟、元各自軒東棟があり、建物周辺には樹木が多いため、延焼の危険性は高い。

ウ 防火管理の現況と利用状況に係る課題

福島市民家園として消防計画を届出しており、移築時より、消火器、自動火災報知設備、屋外消火栓及び建物周囲に散水銃、建物の棟には避雷針を設置する等、防火設備を整備し備えている。

本建物は当初、展示物として移築されており、内部に多くの人が入ることを想定していなかった経緯がある。今後活用をしていく上で、不特定多数の人が出入りすることが想定されるため、外部の防火対策だけではなく、内部からの出火に対する防火対策として、防火設備の見直し、火気使用の制限、火災の早期発見及び初期消火の体制を検討する必要がある。また、イベント時はスタッフが常駐するが、普段、旧広瀬座に管理人は常駐しないため、有事の際、迅速に消火活動等が行えるよう、民家園としての消火体制や通報対応・避難誘導の訓練を見直す必要がある。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者の氏名及び住所

防火管理者：福島市民家園指定管理者 公益財団法人福島県都市公園・緑化協会内の担当者（指定管理者及び担当者が替わり次第指定管理者が福島南消防署信夫分署へ届け出る）

担当部局：福島市 市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室 文化振興課

住所：〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1

電話：024-535-1111（内線5374）

イ 防火管理区域の設定（図4-1）

防火管理区域は、指定建造物の防火のために配慮が必要とされる区域とする。重要文

化財（建造物）を防火対象建造物とし、指定建造物の軒先から周囲 30mの範囲内に所在する建造物を第 1 次近接建造物とする。保存活用計画区域内に対象となる建造物は存在しないが、保存活用計画区域外には、「元各自軒東棟」、「同北棟」、「第二消防ポンプ室」の3棟が第 1 次近接建造物となる。

防火対象建造物、近接建造物は以下のとおりである。

- ・防火対象建造物：旧広瀬座
- ・第 1 次近接建造物：元各自軒東棟・元各自軒北棟・第 2 消防ポンプ室



図 4-1 防火管理区域

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内に建物はないが、旧広瀬座に近接する元各自軒東棟・元各自軒北棟は木造 2 階建、木羽葺きの建物であるため、燃焼性が高い。火災が起こった場合、旧広瀬座に飛び火する可能性は高く、建物周辺には樹木が多いため、落葉等で延焼性を増幅する可能性もある。

エ 予防措置

1) 火気等の管理

あづま総合運動公園の敷地全体が指定された場所以外での喫煙を禁止しているため、施設館内も禁煙とし火気は厳禁とする。

2) 可燃物の管理

敷地内及び建造物内については、可燃物性物品の除去及び整理整頓を行う。冬期間イベント等で石油ストーブ等を使用する際は、消防署へ「危険物品持込承認申請書」を提出しなければならない。また、暖房給油のための灯油タンクについては、室内保管はせず、適切な管理を行う。

3) 警備

公開時間内においては福島市民家園指定管理者である公益財団法人福島県都市公園・緑化協会が監視を行い、イベント時においてはイベント責任者または文化振興課が監視を行う。夜間にに関しては火の気がないか最終点検を行い施錠し、巡回警備を行う。

4) 安全対策

北、東、西にある出入口を避難口とし、避難誘導先は旧広瀬座北側正面とする。

オ 消火体制

火災等発生時は、自衛消防組織を編成する。また、行事・イベント等実施時は、事前に主催者に「自衛消防組織表（イベント主催者用）」を提出させ、当園の自衛消防組織に組み込むこととする。消火訓練は年1回、毎年1月に民家園全体で実施している。

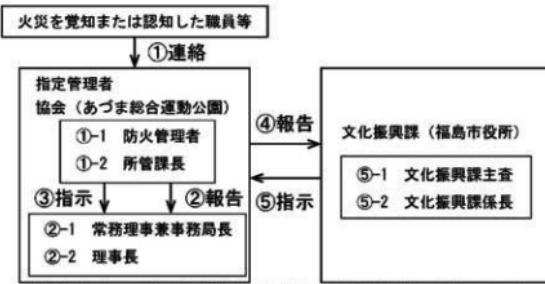


図 4-2 連絡体制

(3) 防犯計画

ア 事故歴

現在までの毀損、防火、盜難等に係る事故発生の履歴はない。

イ 事故防止のための措置及び対処方針

公開時間においては指定管理者による巡回警備を行い、夜間は警備員による巡回警備及び施錠管理で対応する。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

①散水銃

旧広瀬座の東側に、水道を水源とした地下式貯水槽（93 m³）を設け、その上に「第 2 消防ポンプ室」を整備しポンプ 1 台を動力とし、旧広瀬座の四隅に地下式散水銃 1 基を設置している。ポンプの起動は民家園警備室にある自動起動盤により行い、散水銃も同じく自動で放水する。ポンプについては、平成 5 年に整備した。

散水銃のポンプの非常用動力装置は老朽化により、整備が必要である。



写真 4-1 第 2 消防ポンプ室



写真 4-2 散水銃



写真 4-3 一斉解放弁の状況

②屋外消火栓

散水栓と同じく「第 2 消防ポンプ室」とつながる屋外消火栓が、建物南西に 1 箇所設置している。



写真 4-4 屋外消火栓

③消火器

消火器（粉末 ABC10 型）が、1 階に 6 本、2 階に 3 本装備し、定期的な耐圧試験等の機器点検を行いながら適宜更新し管理している。



写真 4-5 1階消火器



写真 4-6 1階消火器



写真 4-7 2階消火器

④火災警報設備

施設内部に設置されている自動火災報知設備については、感知器の数量及び配置とも消防法の防火対象物の基準を満たしている。設備は平成 6 年に設置したものであり、不具合の認められた設備は随時更新している。消防法は満足しているが、今後劇場としての活用を促すため、電気系統が密集する舞台や小屋裏については、感知の方式を見直す必要がある。

警戒区域	受信機・感知器	備考
1階	総合盤（P-1-10L） 2基 差動式スポット型 17基 定温式スポット型 3基 差動式（空気管式） 1基 煙式（スポット型・光電式・非蓄積） 4基	表示灯・ベル・発信機 舞台 楽屋・木戸口・通路
2階	総合盤（P-1-10L） 2基 差動式スポット型 10基	表示灯・ベル・発信機
天井裏	差動式スポット型 9基	

※受信機は民家園入口にある警備室にある。



写真 4-8 感知器



写真 4-9 感知器



写真 4-10 総合盤



写真 4-11 民家園警備室にある受信機

⑤避雷設備

平成 6 年の移築時に旧広瀬座南側・東側に避雷導線を整備し、平成 21 年の屋根改修時に交換を行った。形式は、大阪避雷針工業㈱ 銅導線 2.0×19 (品番 7004) である。軒先で導線が湾曲しており、その部分で避雷する可能性がある。



写真 4-12 避雷設備

イ 保守管理計画

防災設備の保守管理については、消防法に定められた点検の他に、防火管理者により開園時に日常点検を実施している。設備位置の確認、不良事項を的確に把握するとともに、機能を最良の状態で維持していく必要がある。また、設備操作法の確認のため、定期的な設備操作訓練の実施に努め、迅速な初期消火が行えるよう管理体制を強化する。

ウ 今後の対処方針

室内出火に対する警戒向上のため、電気系統が密集する舞台については、屋内消火栓や手動式のスプリンクラーの設置を検討し、火災警報設備についても、舞台と天井裏については、煙式感知器への更新等、早期覚知に努める。更に感知の方式の見直しや、総合盤が旧広瀬座から離れた民家園の警備室に設置されており迅速な初期対応が行えないため、第5章で後述する管理棟に副受信機の設置を検討する。また、避雷設備については、湾曲部分の改修を検討する。

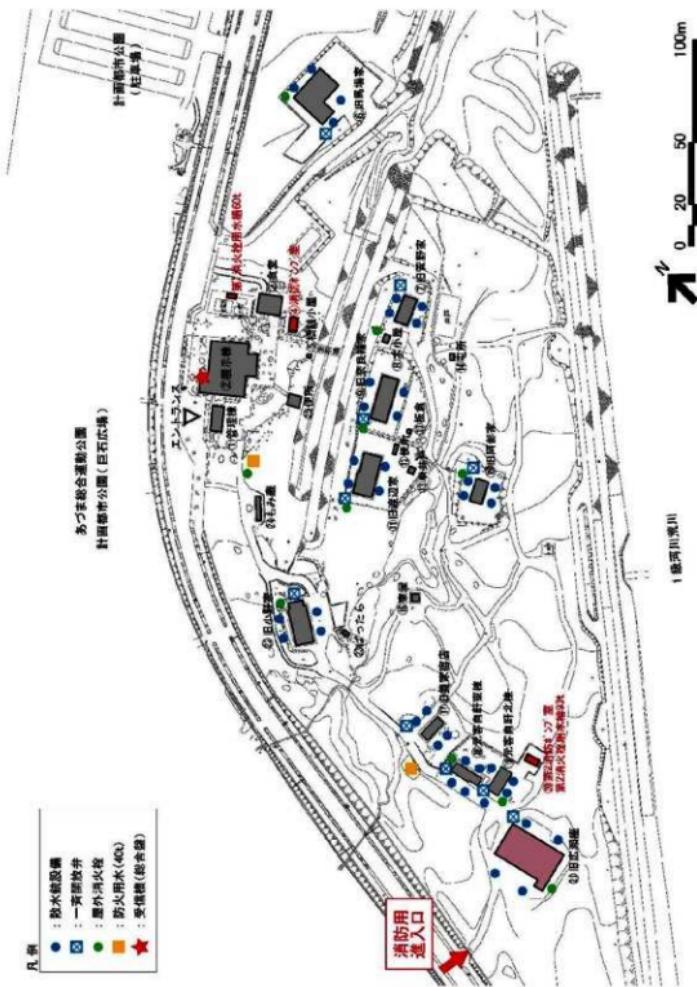


図 4-3 民家園消防設備配置図

- 散水銃(周囲 4箇所)
▲ 消火栓(南西側 1箇所)
● 消火器(1階 6本、2階 3本)
● 火災報知機(1階 2箇所、2階 2箇所)
★ 避難誘導員(1階 3名)
→ 避難経路

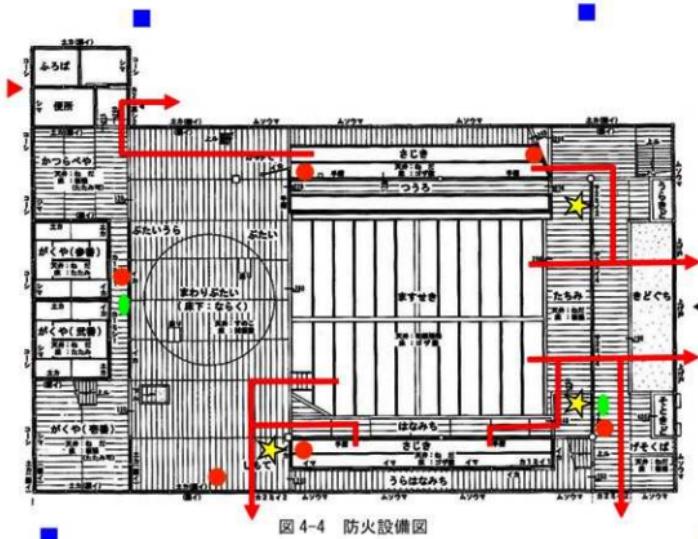
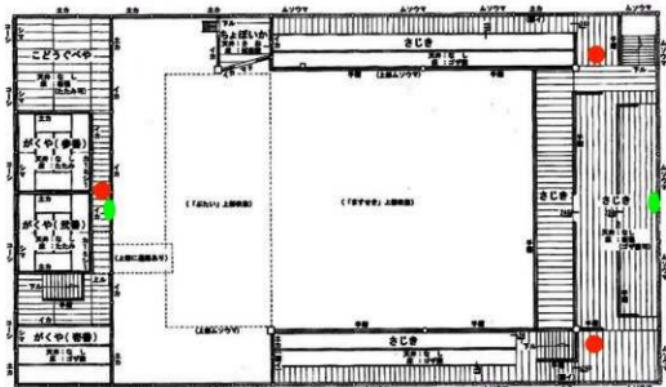


図 4-4 防火設備図

2. 耐震対策

旧広瀬座は、平成 29 年度に耐震診断と補強案の策定を行った。耐震診断は文化庁文化財部「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づいて行い、必要耐震性能は安全確保水準とした。

（1）地盤調査

旧広瀬座周辺においてボーリング調査を 2 箇所行い、地盤の地層構成把握を行った。また、常時微動測定とボーリング調査孔を利用した PS 検層を実施し、地盤の速度構造及び振動特性の評価を行った。調査結果の概要を以下に示す。

当調査地は、福島市上名倉字大石前地内（あづま総合運動公園内）に位置し、JR 東日本東北線福島駅の西南西方約 8.1 km に位置する。阿武隈川支流荒川の右岸に位置し、低位沖積面上に位置している。構成する土層は、玉石混じり砂礫層を主体とし、No. 2 のみで盛土が確認された。以下、第四紀完新世の玉石混じり砂礫の第 1 砂礫層、第四紀更新世の玉石混じり砂礫の第 2 砂礫層が確認された。

調査で確認された地層は、層厚 1.2m の砂質土主体の盛土、層厚 3.80m～5.00m の玉石混じり砂礫の第 1 砂礫層、層厚 5.35m～10.08m の玉石混じり砂礫の第 2 砂礫層（洪積砂礫層）から構成されている。第 1 砂礫層の N 値は、15～60 以上であり ϕ 10～100 mm の非常に硬質な礫を主体としており、マトリックスは細～粗砂及び砂礫となっている。第 2 砂礫層の N 値は、51～60 以上であり ϕ 10～120 mm の非常に硬質な玉石を主体としており、マトリックスが細～粗砂及び細礫となっている。

また、地下水位は GL-5.54～-5.75 m (KBM-5.31～-5.00m) の深さであった。

予定していた No. 1 地点では、試掘を行った際に地下埋蔵物が確認されたため、協議の上南側に 1m ずらして再試掘の上、ボーリングを実施した。No. 2 地点では、試掘により、埋蔵物が確認されなかったため、当初位置でボーリングを実施した。



図 4-5 調査位置図

No. 1 孔を利用した PS 検層と常時微動測定より、0.033 秒付近が本調査地の卓越周期であり、 $T_g \leq 0.2$ 秒に当たるため、地盤種別は「第 1 種地盤」に相当すると判断できる。

(2) 耐震診断

本敷地は多雪区域でないため、地震時に雪荷重の考慮はしない。また追加荷重として、舞台上部の舞台装置は、永楽館（兵庫県豊岡市指定文化財）を参考に、総重量 5.0t と設定した。以下に診断結果概要を示す。

性能に関する項目		目標値	層	現況の性能	
				南北方向	東西方向
大地震動	偏心率	0.30 以下	3	0.11	0.17
			2	0.01	0.56
			1	0.23	0.26
	層間変形角	平均 1/20 以下	3	1/18	1/14
			2	1/64	1/26
			1	1/65	1/26
		最大 土壁・プレース 1/20 以下	3	1/26	1/14
			2	1/31	1/13
			1	1/74	1/97
	柱の耐力確認	フレーム 1/15 以下	3	1/8	1/12
			2	1/31	1/11
			1	1/23	1/12
風中程度	保有耐力 (Q/WZ)	終局耐力以下	—	降伏する	降伏する
		—	1	0.222	0.120
		平均 1/20 以下	—	1/191(3 層)	1/10 以上*
	層間変形角	最大 土壁・プレース 1/20 以下	—	1/72(3 層)	1/10 以上*
		最大 フレーム 1/15 以下	—	1/37(3 層)	1/10 以上*
	柱の耐力確認	終局耐力以下	—	降伏しない	降伏する
風大規模	柱の耐力確認	平均 1/20 以下	—	1/119(3 層)	1/10 以上*
		最大 土壁・プレース 1/20 以下	—	1/33(3 層)	1/10 以上*
		最大 フレーム 1/15 以下	—	1/18(3 層)	1/10 以上*
	層間変形角	終局耐力以下	—	降伏する	降伏する
		平均 1/20 以下	—	1/119(3 層)	1/10 以上*
		最大 土壁・プレース 1/20 以下	—	1/33(3 层)	1/10 以上*
		最大 フレーム 1/15 以下	—	1/18(3 层)	1/10 以上*

*は耐力が低く応答値が算定不能

南北方向は、大地震時の建物平均での応答層間変形角は最大で 1/18 であり、目標値である 1/20 を満足していない。中央部は大きく変形し、フレーム（最大値：1/8、許容値：1/15）の許容変形角を満足していないため、改善が必要性である。

中程度及び大規模の風荷重時は、建物平均での応答層間変形角は目標値を満足している。柱は、大地震時及び大規模の風荷重時に、曲げ降伏するが、中地震時には、折損する柱はない。

東西方向は、大地震時の建物平均での応答層間変形角は最大で 1/14 であり、目標値である 1/20 を満足していない。中央部が大きくはらむ変形性状となり、土壁（最大値：1/13、許容値：1/20）の許容変形角及びフレーム（最大値：1/11、許容値：1/15）の許容変形角を

満足していないため、改善が必要性である。また、柱は曲げ降伏する。

東西方向においては、屋根の最高高さが高く風に対する見付面積も大きいため、地震荷重よりも風荷重が卓越する。中程度及び大規模の風荷重時では、建物平均での応答層間変形角は算定不能となり目標値を満足しておらず、柱は曲げ降伏する。中地震時には、折損する柱はない。

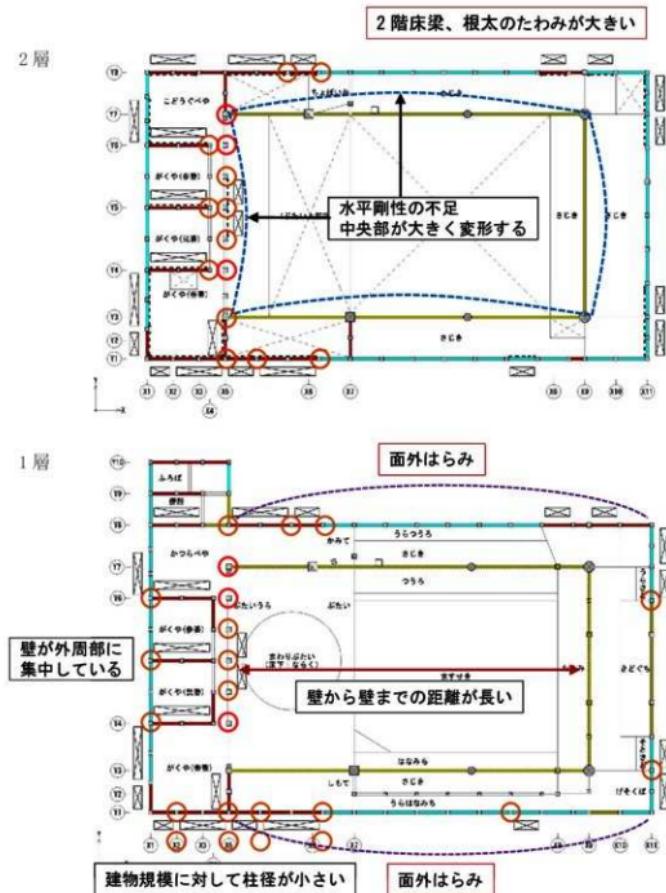


図 4-6 耐震診断結果

(3) 補強案策定

診断の結果、両方向において大地震時に大きく変形し、土壁・フレームの許容変形角を満足しておらず、これを改善する必要性がある。また、両方向加力時とも柱が折損する可能性があるため、柱の降伏を抑え、層間変形角を小さくする補強を行う必要がある。また、2階床梁・根太のたわみが過剰であるため、これについても補強を検討する。

既存の補強鋼材プレースは耐震上不利に働くと判断できたため、原則取り除いて補強案を検討する。東西方向については、中央部で大きく変形しているため、鉄骨フレームを用いて層間変形角を抑える。柱の降伏が発生している箇所については、耐力壁で補強し柱の降伏を抑制する。また、各フレームの変形のばらつきが大きいことについては、壁要素に応力を伝達させるために各層の水平構面を補強する。以上を考慮した補強案を以下に示す。

案① 外部鉄骨バットレス補強

建物外部より、変形の大きい軒席部分に鉄骨バットレスによる補強を行う。

案② 内部鉄骨フレーム補強(1)

建物内部の舞台部と軒席部で鉄骨フレーム(1)による補強を行う。

案③ 内部鉄骨フレーム補強(2)

建物内部の舞台部で鉄骨フレーム(2)による補強を行う。頂部を水平構面で固めて、舞台に設けた鉄骨フレームに応力を伝達させて地震力を負担する。

平成30年3月1日に行われた旧広瀬座再整備指導委員会において、基本となる補強案は、舞台に鉄骨フレームを設けた【案③ 内部鉄骨フレーム補強(2)】となった。

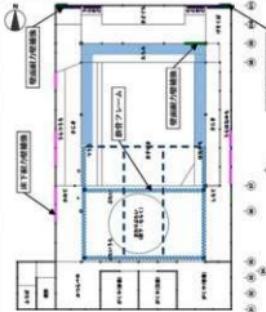
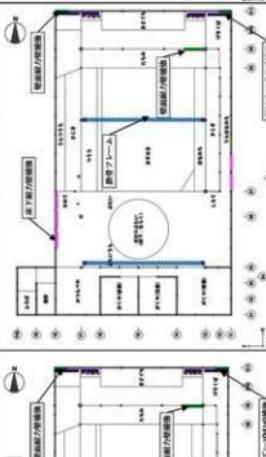
旧広瀬座の活用等を考えると、2階観客席の端部東西面の1、2階に避難開口、避難階段、消火栓等の設備の必要性がある。避難階段のためのフレームも耐震補強の要素として使用できるのではないかという意見もあった。

今後は活用計画に合わせて、案③を基本に構造補強の基本設計を行っていく。

(4) 今後の対処方針

耐震工事が行われるまでの安全性確保のため、危険性の明示を行うとともに一般公開時は建物への入り口を1階立見席までとする。イベント活用の際も2階席は使用禁止とし、1階には職員を配置して避難誘導対応を行う。

地震発生直後は、被災者の救助を最優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。主要構造物が大きく破損した場合には、支柱、ワイヤー等による支持、危険部分の撤去と格納、破損部分に対する防水シート被膜、立入制限等の措置をとる。

内筋骨材フレーム構造(1)		内筋骨材フレーム構造(2)【決定】	
<p>外筋骨材バットレス構造</p>  <p>概要図</p> <p>△ 外部に筋骨材バットレスによる補強を行う。外壁からの荷重をとどめた ため内部の解体範囲は少なくなる。</p> <p>△ 外部に筋骨材バットレスが適用される。 △ 筋骨材バットレスは、内筋に筋骨材バットレスによる補強を行なう。 △ 2階じき方通の水平補強筋を露出する。</p>	 <p>補強 概要</p> <p>△ 外部に筋骨材バットレスによる補強を行う。外壁からの荷重をとどめた ため内部の解体範囲は少くならない。</p> <p>△ 内筋骨材フレームが適用される。 △ 荷重の転写が可能である。</p>	 <p>△ 建物内部の筋骨材フレーム構造による補強を行う。荷重をとどめた 内筋骨材フレームを用いて、舞台に向けた筋骨材フレームに応力伝達をもたらす 補強がなされる。</p> <p>△ 内筋骨材フレームのため外壁は変化しない。</p> <p>△ 建物内部の筋骨材フレームが露出されるため、表面の仕上げ等を 変える。</p> <p>△ 階段部における内筋骨材フレームの水平補強筋が露出する。</p> <p>△ 本階さじき天井床の水平補強筋が露出する。</p> <p>△ 内筋骨材フレームを構成するため、当初設計の「壁を構成する必要がある」、 「内筋骨材フレームを用いて構成するため、既存建物の間に設けなくて済む」、 「内筋骨材フレームが内筋骨材工法の既存骨材の一部構成が必要である」、 「内筋骨材フレームが既存骨材バットレス施工より高い」、既存骨材は多いが外壁 工が少ないため、金額について内筋骨材フレーム構造と大きな差がない、 約13,200万円</p>	
耐震性		耐震性	
耐用年数		耐用年数	
可燃性		可燃性	
施工性		施工性	
コスト	約200万円	コスト	約200万円
備考	・舞台に内筋骨材フレームがあるため舞台設置の確認が可能である。	備考	

3. 耐風対策

(1) 被害の想定

こけら葺きであるため屋根重量は比較的軽いが、東西・南北方向ともに風荷重受圧面積が大きいため、風荷重の影響は無視できない。耐震診断では、強風による影響も考慮した診断を行い、補強案を検討した。

また、台風等の強風による被害の記録は、現在まで確認されていないが、開口部がすべて無双窓であるため、窓を閉め切ることが難しく、内部への風の吹込みが大きい。そのため、2階手摺りに設置されている提灯は、火袋が頂部に固定されているため、風が吹き込むと大きく揺らされ、頂部の固定部分で火袋が破れてしまっている。

(2) 今後の対処方針

強風に関してはある程度予測が可能であるため、強風時には臨時に閉館し人命を損なわない形で運用を図り対処する。管理者は常に気象状況を把握し、暴風等が予測された場合は、速やかに休館措置をとる必要がある。

提灯については、火袋が畳めるものに取り換えることを検討する。

4. 雪害対策

(1) 被害の想定

過去 10 年福島市の年間降雪量は約 120～125 cm、最高積雪量で 54 cm であり、雪害による被害の記録は、現在まで確認されていない。

(2) 今後の対処方針

冬期間の積雪状況に気を配り、屋根の積雪が過大になったら雪下ろしを行う。また散水銃やポンプ庫等、外部の防火設備が雪に埋もれてしまった場合、防火設備周辺は常に除雪を行い、有事の際に迅速に使用できるように努める。

5. その他の災害対策

(1) 予想される災害

民家園の西側には活火山である吾妻山があり、気象庁や大学等の研究機関が設置した監視・観測機器等により常時監視されている。平成 19 年に噴火警戒レベルを導入して以来レベル 1（平常）であったが、近年、レベル 2（火口周辺規制）に引き上げられることがある。また、平成 28 年にクマによる損壊があった。

(2) 今後の対処方針

民家園は災害予想区域に含まれているため、気象庁からの予報及び警報に注意し、レベル 4（避難勧告）が発表された場合、すみやかに誘導を開始し、直近の避難所である「福島市西学習センター」へ避難する。獣害については、日々の点検を行い、損壊が見られた場合その都度対応する。

第5章 活用計画

1. 公開・活用の現状

現在、旧広瀬座は福島市民家園内の見学施設として、一般公開している。公開については、民家園の開園時間に従い、午前 9 時から午後 4 時半まで、休園日は毎週火曜日（ただし火曜日が祝祭日の場合その翌平日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）としている。見学者は 1 日 115～125 名程度である。旧広瀬座は一般公開の他、福島市主催のイベントや外部主催のイベント時に公開・活用してきた。

旧広瀬座には 2 階客席があるが、耐震上の問題より、平成 11 年から客席としての使用を禁止している。ただしイベント開催時に限り、舞台装置操作等運営側スタッフの利用は認めている。

（1）公開・活用の履歴

これまで主催事業として実施した公開・活用の履歴は以下の通りである。主催者名欄を青く塗った事業は、主催外（共催事業または使用許可）のイベントである。

■歌舞伎

年 度	公 演	開 催 日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当 日 の 来園者数	主 催 者 名
平成 11 年 (1999)	櫻枝岐歌舞伎	10/24(日) 2回公演	無料・抽選	451 人 (内訳不明)	データ無	福島市・ 福島市教育委員会
平成 14 年 (2002)	櫻枝岐歌舞伎	10/19(土) 2回公演	無料・抽選	403 人 (192 人・211 人)	929 人	福島市・ 福島市教育委員会
平成 25 年 (2013)	櫻枝岐歌舞伎	9/29(日) 2回公演	500 円 未就学児無料	456 人 (227 人・229 人)	875 人	旧広瀬座事業実行 委員会
平成 26 年 (2014)	黒森歌舞伎	9/28(日) 2回公演	S 2,000 円 A 1,500 円	371 人 (174 人・197 人)	936 人	旧広瀬座事業実行 委員会
平成 27 年 (2015)	櫻枝岐歌舞伎 福島公演	5/23(土) 2回公演	2,000 円	400 人 (200 人・200 人)	626 人	福島民友新聞社・福 島市教育委員会
OC 特別企画	前日祭（愛宕陣太鼓、映 画、寿式三番叟）	6/20(土) 1回公演	無料	190 人	947 人	旧広瀬座事業実行 委員会
	櫻枝岐歌舞伎くしま 旧廣瀬座公演	6/21(日) 2回公演	S 2,000 円 A 1,500 円	393 人 (193 人・200 人)	1,299 人	旧広瀬座事業実行 委員会
平成 29 年 (2017)	福島市制施行 110 周年記念事業 東北の民俗芸能 (田島紙團祭屋台歌舞伎)	10/1(日) 1回公演	1,000 円	197 人	881 人	旧広瀬座事業実行 委員会
平成 30 年 (2018)	東北の民俗芸能 (鮫川歌舞伎)	9/30(日) 1回公演	2,000 円	65 人	400 人	旧広瀬座事業実行 委員会

■伝統芸能等

年 度	公 演	開 催 日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当 日 の 来園者数	主 催 者 名
平成 15 年 (2003)	県北民俗芸能交流大会	10/18(土) 1回公演	無料・抽選	206 人	561 人	旧広瀬座事業実行 委員会
	江戸里神楽	10/19(日) 2回公演	1,000 円	285 人 (155 人・130 人)	577 人	旧広瀬座事業実行 委員会
平成 16 年 (2004)	県北民俗芸能交流大会	10/16(土) 1回公演	500 円	198 人	503 人	旧広瀬座事業実行 委員会
	乙女文楽	10/17(日) 2回公演	1,500 円	423 人 (209 人・214 人)	1,077 人	旧広瀬座事業実行 委員会

年 度	公 演	開催日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当日の 来園者数	主催者名
平成 17 年 (2005)	県北民俗芸能交流大会	10/22(土) 1回公演	500 円	138 人	243 人	旧広瀬座事業実行委員会
	狂言公演	10/23(日) 2回公演	3,000 円	268 人 (158 人・110 人)	474 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 18 年 (2006)	大衆演劇 「下町かぶき組」公演	10/21(土) 2回公演	3,000 円	271 人 (146 人・125 人)	465 人	旧広瀬座事業実行委員会
	人形劇 八大伝「伏姫の巻」	10/21(日) 1回公演	1,200 円 小学生以下無料	142 人	369 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 24 年 (2012)	TOHOKU ~とうはく~ (講演会と黒川能)	9/27(土) 1回公演	S 3,000 円 A 2,000 円	196 人	1,008 人	旧広瀬座事業実行委員会
	TOHOKU 2016 野村万作ふくしま狂言会	9/18(日) 9/19(日)	— 5,000 円	— 183 人	284 人 620 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 28 年 (2016)	西地区ふるさとの歴史再発見事業 (演劇)	10/16(日) 2回公演	500 円	450 人 (250 人・200 人)	1,033 人	同実行委員会・福島市教育委員会共催
	福のしま落語	11/6(日) 1回公演	1,500 円	97 人	116 人	旧広瀬座事業実行委員会
	福島市制施行 110 周年記念事業 人形浄瑠璃「猿八座」 ふくしま旧廣瀬座公演	8/27(日) 1回公演	2,000 円	169 人	393 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 29 年 (2017)	大江戸助六太鼓	9/9(土) 1回公演	3,000 円	100 人	290 人	大江戸助六太鼓 (使用許可)
	西地区ふるさとの歴史再発見事業 (演劇)	10/15(日) 2回公演	500 円	300 人 (150 人・150 人)	606 人	同実行委員会
	民家園ふれあい祭り (漁人落語)	11/5(日) 1回公演	無料	60 人	1,133 人	民家園活用推進協議会
	阿波人形浄瑠璃 ふくしま特別公演	4/21(土) 1回公演	無料	97 人	283 人	あわ工芸座
平成 30 年 (2018)	福のしま落語 2018	8/26(日) 1回公演	1,000 円	132 人	372 人	旧広瀬座事業実行委員会
	令和元年 (2019)	東北の民俗芸能 (黒川能)	10/6(日) 1回公演	2,000 円	200 人	457 人
令和元年 (2019)	演劇「殿がない！」 (劇団 120℃EN)	11/4(月) 2回公演	500 円	400 人 (200 人・200 人)	1,208 人	西地区ふるさとの歴史再発見事業実行委員会

■演奏会・ライブ

年 度	公 演	開催日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当日の 来園者数	主催者名
平成 12 年 (2000)	筑前琵琶演奏家 上原まり演奏会伎	5/21(日) 2回公演	無料・抽選	423 人 (内訳不明)	データ無	福島市・ 福島市教育委員会
平成 18 年 (2006)	FOR REST	6/4(日)	5,000 円	300 人	596 人	FOR REST 広瀬座ライズ実行委員会
平成 19 年 (2007)	FOR REST 2007	6/9(土) 6/10(日)	5,000 円	150 人 150 人	673 人 703 人	FOR REST 広瀬座事業実行委員会
平成 20 年 (2008)	遠藤千晶「箏」演奏会 和の世界 飛翔	6/22(日) 1回公演	2,000 円	213 人	400 人	旧広瀬座事業実行委員会
	FOR REST 2008	7/12(土) 7/13(日)	5,000 円	150 人 150 人	1,451 人 1,500 人	FOR REST 広瀬座事業実行委員会
平成 22 年 (2010)	FOR REST 2010	6/26(土) 6/27(日)	6,300 円	150 人 150 人	2,481 人 2,224 人	FOR REST 広瀬座事業実行委員会
	みちのくの響き ライブジャパンリーズ2010	9/26(日) 1回公演	2,000 円	195 人	666 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 23 年 (2011)	堀江美都子 ハートフルライブ	10/2(日) 2回公演	大人1,000 円 子供 500 円	大人50人・子ども7人 大人42人・子ども2人	363 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 25 年 (2013)	第二回オールドストーリーズ昔話×音楽	9/22(日) 1回公演	無料	252 人	471 人	レバコム・福島市教育委員会共催

年 度	公 演	開催日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当日の 来園者数	主 催 者 名
平成 25 年 (2013)	筑前琵琶＆古典落語 旧広瀬座演奏会	10/6(日) 1回公演	無料	100 人	282 人	JR 東日本福島駅・ 福島市教育委員会共催
平成 26 年 (2014)	筑前琵琶＆古典落語 旧広瀬座演奏会	4/6(日) 1回公演	無料	270 人	355 人	JR 東日本福島駅・ 福島市教育委員会共催
平成 27 年 (2015)	筑前琵琶＆古典落語 旧広瀬座演奏会	4/5(日) 1回公演	無料	100 人	440 人	JR 東日本福島駅・ 福島市教育委員会共催
	FOR SEAT REST 2015	7/11(土) 7/12(日)	6,500 円	150 人 150 人	3,405 人 4,253 人	FOR SEAT REST 2015 実行委員会・福島市教育委員会共催
	音楽のある東北	9/19(土)	5,000 円	100 人	286 人	近畿日本ネット・福島市教育委員会共催
平成 28 年 (2016)	手づくりマルシェ (コンサート)	5/21(土) 5/22(日)	無料	100 人 100 人	2,245 人 2,809 人	同実行委員会・福島市教育委員会共催
	音楽のある東北	10/29(土)	5,000 円	130 人	192 人	近畿日本ネット (使用許可)
	民家園ふれあい祭り (コンサート)	11/5(土)	無料	60 人	1,288 人	民家園活用推進協議会・福島市教育委員会共催
平成 29 年 (2017)	ふくしま手づくりマルシェ (コンサート)	5/20(土) 5/21(日)	無料 2,500 円	100 人 100 人	985 人 3,919 人	同実行委員会 (使用許可)
	福島市新施行 110 周年記念事業 母心コンサート 結成 10 周年 福島感謝お笑いアゲハ 69 市町村ありがとな い！！	5/28(日) 2回公演	500 円 未成年無料	335 人 (179 人+156 人)	604 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 30 年 (2018)	ふくしま手づくりマルシェ (コンサート)	5/20(日)	無料	—	1,655 人	同実行委員会 (使用許可)・福島市教育委員会後援
	ふくしま手づくりマルシェ (コンサート)	11/10(土)	無料	—	337 人	同実行委員会 (使用許可)
令和元年 (2019)	ふくしま手作りマルシェ (コンサート)	5/25(土) 5/26(日)	2,000~ 3,500 円	—	1,422 名 1,625 名	㈱リテラス
	風とロック CARAVAN 福島	11/23(土)	無料	135 人	244 人	㈱ラジオ福島

■ 上映会

年 度	公 演	開催日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当日の 来園者数	主 催 者 名
平成 19 年 (2007)	旧広瀬座「なつかしの映画上映会」	10/13(土) 10/14(日)	1,000 円	212 人 107 人	430 人 493 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 26 年 (2014)	旧広瀬座上映会「そして父になる」	9/21(日) 2回公演	800 円 未成年無料	107 人 (60 人+47 人)	476 人	旧広瀬座事業実行委員会
平成 27 年 (2015)	旧広瀬座上映会「椿崎岐 歌舞伎やるべえや」	4/18(土) 1回公演	無料	116 人	671 人	旧広瀬座事業実行委員会
令和元年 (2019)	旧広瀬座上映会「超高 速！参勤交代」	8/13(木) 2回公演	500 円 高校生以下無料	62 人 (42 人+20 人)	99 人	旧広瀬座事業実行委員会
令和元年 (2019)	映画「カツベン！」(周防 正行監督作品) 試写会	12/12(木)	無料	100 人	179 人	旧広瀬座事業実行委員会

■ 講演会・講座

年 度	公 演	開催日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当日の 来園者数	主 催 者 名
平成 13 年 (2001)	講談師 神田虹講演会	9/23(日) 2回公演	無料・抽選	420 人 (212 人+208 人)	506 人	福島市・福島市教育委員会
平成 14 年 (2002)	常田富士男講演	10/20(日) 1回公演	無料・抽選	223 人	564 人	福島市・福島市教育委員会

年 度	公 演	開催日	料 金	入場者数 (1回目・2回目)	当日の 来園者数	主催者名
平成 23 年 (2011)	伝統文化子ども教室	11/20(日)	無料	250 人	498 人	伝統文化みらい広場実行委員会
平成 24 年 (2012)	こらっせ座	10/6(土) 10/7(日)	無料	250 人 250 人	368 人 542 人	伝統文化みらい広場実行委員会・福島市教育委員会共催
平成 27 年 (2015)	ふくしまミュージック花火（花火師講演会）	5/30(土)	無料	100 人	284 人	福島銀行・福島市教育委員会共催
平成 28 年 (2016)	梅沢富美男ふくしまトークショー	6/5(日) 2回公演	2,500 円	231 人 (138 人・93 人)	861 人	旧広瀬座事業実行委員会
	ふくしま手織りフォーラム 2016（講演）	7/31(日)	無料	100 人	595 人	福島市教育委員会
平成 28 年 (2016)	山の日制定記念 ベニシアさん講演会	8/28(日) 1回公演	2,000 円	230 人	630 人	旧広瀬座事業実行委員会
	和体験～民家園・広瀬座で行う着物・日本の作法講座～	10/23(日)	1,000 円	30 人	345 人	福島市国際交流協会事務局・福島市教育委員会共催
平成 29 年 (2017)	高倉泰子（日本舞踊の撮影）	4/20(木)	無料	10 人	204 人	高倉泰子 (使用許可)
	福島復興公民館大学 和体験～民家園・広瀬座で行う着物・日本の作法講座～	6/25(日) 10/22(日)	無料 1,500 円	20 人 30 人	162 人 86 人	同実行委員会
	福島市制施行 110 周年記念事業 廣瀬座建設 130 周年祝賀事業（歌舞伎役者トークショウ）	10/29(日) 1回公演	2,000 円 時短下500 円	80 人	115 人	旧広瀬座事業実行委員会
令和元年 (2019)	全国古民家再生協会 東北地区大会	10/19(土)	無料	50 人	108 人	全国古民家再生協会

（2）管理に係る収支状況

福島市民家園の入園料は無料であるが、イベントの観覧料・体験料については有料の場合もある。民家園内の建築物の使用料については、建築物用途が「展示場」であるため、演劇や音楽イベント等の観覧場として使用する際は福島市へ「行政財産の目的外使用許可」を得る必要があり、福島市行政財産使用料条例第 3 条に該当する場合を除いて、有料となる。

2. 他の芝居小屋の利用状況

現存する芝居小屋の中で、旧広瀬座以外で国の重要文化財に指定されているのは、康楽館（秋田県鹿角郡小坂町）、旧呉服座（愛知県犬山市）、旧金毘羅大芝居（香川県仲多度郡琴平町）、内子座（愛媛県喜多郡内子町）、八千代座（熊本県山鹿市）である。その他歌舞伎興行が盛んな芝居小屋として、登録有形文化財の南座（京都府京都市）、兵庫県指定重要文化財の永楽館（兵庫県豊岡市）がある。

これらの芝居小屋のうち、旧広瀬座から最も近い康楽館と、規模が近い永楽館について、利用状況の調査を行ったため、以下に報告する。

(1) 康楽館（秋田県鹿角郡小坂町）

康楽館は、鉱山従業員とその家族及び関係者の慰安・娯楽を目的とした福利厚生施設として、小坂鉱山を経営する合名会社藤田組（現同和鉱業）が、明治 43(1910)年に建設した芝居小屋である。設計は小坂鉱山事務所工作課當繪係長をつとめた山本辰之助とされる。

康楽館は、明治 43(1910)年 8月 16 日の大阪歌舞伎尾上松鶴一座によるこけら落としを皮切りとして、歌舞伎や芝居の公演が常時催されたほか、公演会や音楽会、あるいは小坂鉱山主催の慰安会や鉱山労働者の集会所としても利用された。昭和 7(1932)年頃には映写室が設けられ、昭和 30 年代以降昭和 45 年頃まで常設映画館としてにぎわった。昭和 40 年代の映画ブームが去ると次第に荒廃したが、康楽館に親しんできた町民有志の保存運動や専門家の助言協力を得て、康楽館の復興が決定される。

昭和 60(1985)年、康楽館は所有者である同和鉱業株式会社から小坂町に無償譲渡された。昭和 60 年から 61 年にかけて、構造補強、札売場復原、非常階段解体新設、屋根葺替等の改修工事が実施され、町の文化観光施設として再開館し、現在に至っている。

昭和 61(1986)年に秋田県有形文化財に指定され、平成 14(2002)年に旧小坂鉱山事務所とともに重要文化財に指定された。



写真 5-1 康楽館外観



写真 5-2 避難階段



写真 5-3 搬入口



写真 5-4 照明



写真 5-5 音響ブース



写真 5-6 空調設備 (舞台裏)

(2) 永楽館（兵庫県豊岡市）

出石永楽館は、小幡家十一代目久次郎によって明治 34(1901)年に開館した。以来歌舞伎や壮士芝居、寄席等を中心に関催してきた。昭和に入ると、映画館としての活用が増え、昭和 5(1930)年には映写室が客席後方に増設された。戦後は、1 階客席の床がはずされ、ベンチ席となった。その後、テレビの普及とともに経営不振となり、昭和 39(1964)年閉館となった。

昭和 60 年代に、町並み保存運動の機運が高まり、永楽館の復原運動が始まった。平成 10 年に旧出石町に譲渡され、市指定文化財となった。平成 18 年から 20 年にかけて、不要な増築部分の撤去、棟敷等の復原、傷んだ箇所の修理、構造補強、電気・機械設備や舞台装置の追加等の保存修理工事が実施され、平成 20 年再開館した。また、平成 26 年に兵庫県重要有形文化財に指定された。



写真 5-7 永楽館外観



写真 5-8 避難階段



写真 5-9 搬入口



写真 5-10 照明



写真 5-11 音響ブース



写真 5-12 空調設備（舞台裏）

（3）康楽館と永楽館の活用状況

令和元年9月26日に康楽館、令和元年12月16日に永楽館のヒアリング調査を行った。
以下に調査結果を示す。

項目	康楽館	永楽館
収容人数	607人	368人
年間入館者数	2万人(東日本大震災前は5万人)	2万人
施設見学料	大人 600円 (団体 540円) 小人 330円 (団体 300円) 教育旅行 270円	大人 300円 (団体 240円) 学生 200円 (団体 160円)
アクセス方法	自家用車・観光バス	自家用車・観光バス
耐震補強	未実施	実施
興行場法	昭和60年に許可	一時興行
客用トイレ	男子トイレ 小:6 大:2 女子トイレ 大:7 多目的トイレ	男子トイレ 小:5 大:2 女子トイレ 大:6 多目的トイレ
楽屋水廻り	浴室・洗面・トイレ	洗面・トイレ

項目	康楽館	永楽館
バリアフリー	仮設スロープ・人的対応	仮設スロープ・人的対応
空調設備	夏季：水冷式クーラー故障中のため、仮設クーラー対応 冬季：石油ストーブ	夏季：エアコン 冬季：床暖房・エアコン
舞台装置	舞台上部に照明用の鉄骨補強 左右正面に舞台用照明 照明・音響操作室	舞台上部に照明用の鉄骨補強 左右正面に舞台用照明 照明・音響操作室
運営体制	指定管理者 小坂まちづくり株式会社	指定管理者 株式会社出石まちづくり公社
常駐スタッフ	有	有
飲食の可否	可	可
活用例	常打芝居 成人式 学会のシンポジウム カラオケ 等	落語 小学校のイベント 子供会・老人会 成人式の前撮り コンサート 等
松竹大歌舞伎	2日間4回公演（令和元年度）	7日間13回公演（令和元年度）
搬入口寸法	W2,570×H2,730	W1,700×H1,800

3. 公開・活用に係る課題

旧広瀬座は民家園の中でも最南端に位置し、民家園正門入口からの道のりは、距離が長い上、舗装されていない道が続き、非常に歩きにくい。特に車いす使用者からは、民家園受付に備え付けの車いすがありながら、砂利道であるため、移動が困難との意見がある。また最寄りの駐車場が遠く、車いす使用者だけではなく、一般の見学者にとってもアクセスの不便さが活用の課題の一つとなっている。

現在使用できるトイレは、展示館前トイレ棟のみである。旧広瀬座からは遠く、数も少ないため、トイレの整備は最も改善が望まれる課題である。

2階客席は耐震上の問題から使用不可としているが、客席として使用したいという要望があるため、地震に対する安全性の確保が必要である。また、床板が薄く、穴が開いている箇所が多いこと、客席手摺りの高さが低いこと、現在ある2つの階段の勾配がきつづき危険であることも課題となる。

舞台を使用する上の課題は、電気容量が足りないため、毎回発電機を用意している。活用を促すためには、適切な電気容量を確保しなくてはならない。舞台装置についても、既存のぶどう棚やロープを留めるための木製フック等、安全上の問題があるため使うことができない。また、舞台床板のさきがれが酷く、そのままの状態では演技を行うことができない。楽屋についても、規模が小さく、水回りもないため、使い勝手が悪い。これらの課題については、今後どれくらいの規模のイベントを企画し、どこまでを整備するか検討が必要である。

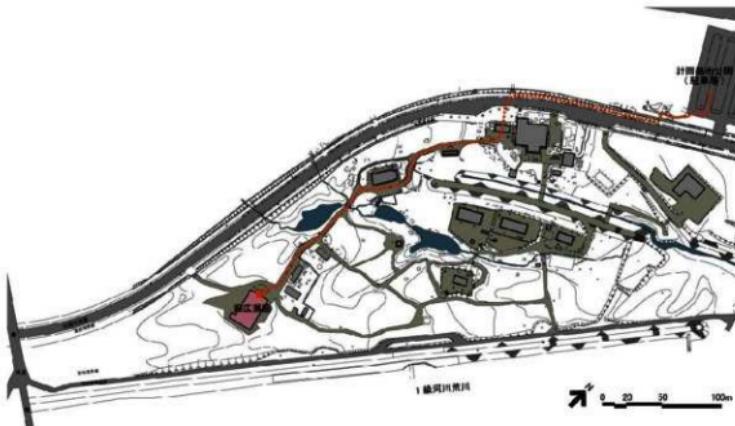


図 5-1 駐車場からのアクセス

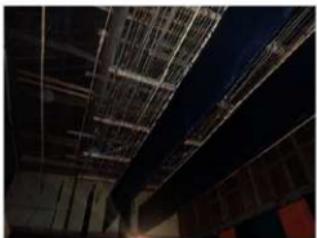


写真 5-13 ぶどう棚



写真 5-14 舞台床板のささくれ

4. 公開・活用の基本方針

旧広瀬座は、これまで一般公開やイベント会場として活用を行ってきたが、耐震上や避難上の問題から、2階客席が使用できずにいた。また、興行に必要な便益施設が整っておらず、本格的な歌舞伎興行を行うことが難しい状況である。旧広瀬座は、全国に6つある国の重要文化財の芝居小屋の1つであるため、その価値を利用した活用として、歌舞伎等の興行を活用方針の一つとする。

芝居小屋は本来、演者と観客がいる劇場空間であるが、講演や鑑賞以外の使い方をしなくては、持続的な活用は難しい。歌舞伎のように大々的なイベントだけではなく、個人単位でも気軽に使ってもらえるよう、福島市のユニークベニューの一つとして、イベントや会議の会場等、劇場の用途を超えた活用にも取り組んでいく。

また福島市では、都市マスター・プラン（平成29年3月策定）の地域別構想において、民家園のある西地区のまちづくり方針として、民家園と周囲にあるあづま総合運動公園等の機能拡充や、土湯温泉等周辺観光地との連携強化を掲げている。旧広瀬座だけではなく、民家園や周辺施設、土湯温泉とも連携、協働して活用を行うことでまちづくりへの貢献を図りたい。

以上のようなことから、公開活用の方針として、次の3点を定める。

- ①芝居小屋としての活用
- ②イベントや会議等ユニーク・ペニュー
- ③周辺観光地との連携と協働

5. 公開計画

(1) 建造物の公開活用

活用の主たる活動は、建物を広く一般に公開することとし、明治期の芝居小屋の雰囲気を生かした活動が行える施設運用を目指す。公開範囲は、計画区域内と建物内部全体を公開範囲とする。

ア 劇場としての活用

芝居小屋としての機能を活用した興行を行い、市民や観光客が伝統的な芝居文化を体験できるようにする。歌舞伎や狂言等の古典芸能を定期的に公演し、旧広瀬座の雰囲気と機能を活かした活用をする。



写真 5-15 イベント時の客席



写真 5-16 東北の民俗芸能 (黒川能)

イ 公会堂としての活用

舞台と客席より構成される空間を利用し、公会堂としての利活用を行う。講演会や式典、音楽会等のイベントを行う。市主体の事業だけでなく、貸館としての利用も行い、様々なイベントの会場として一般の人々が利用できるようにする。

また、セミナーやシンポジウム、学会の大会等も誘致し、ユニークペニューとしての活用も行う。

ウ 見学施設としての活用

民家園内の他の建物と同様に、見学施設として一般に公開する。芝居小屋建築である旧広瀬座の内部を公開し、客席、楽屋、舞台装置等には、それぞれの名称や由来を記した解説板を掲示し、かつら部屋等に、旧広瀬座に関する資料の展示を行うスペースを設ける。また、必要に応じて案内人をおき、建物の見所についての説明を行う。

(2) 周辺施設と連携した公開活用

旧広瀬座は、市街地から離れた民家園内に位置しており、車以外での交通の便はよくない。そのため、活発な活用を行うためには、強い魅力を持つ活用を行うことが必要となる。そこで、旧広瀬座だけで活用を図るのではなく、周辺の施設との連携を図り、様々なベクトルの魅力を重ねることで、相乗的に施設の魅力を向上させる。

ア 福島市民家園との連携

旧広瀬座は、福島市民家園の中に位置している。民家園には江戸中期から明治中期の福島県県北地方の民家を中心に移築されており、草木等も県内の自然が再現されている。民家園内のホールとして使用することで、民家園と連携した活用を行う。例えば、民家園でスケッチ大会や写真撮影会を催し、旧広瀬座で説明や講評、展示を行うといった活用が考えられる。

また、旧広瀬座でイベントが行われる際に、民家園の建物を用いて休憩や飲食、買い物等を行うことができれば、来客者は歴史的な空間をより楽しむことができる。

イ あづま総合運動公園との連携

旧広瀬座が属する福島市民家園は、福島県のあづま総合運動公園の一部に設置されている。あづま総合運動公園には、陸上競技場をはじめとする様々な運動施設が設けられており、旧広瀬座に接する道路はジョギングコースとなっている。ジョギングやウォーキングの立ち寄りポイントとする等して、旧広瀬座の魅力を広く認知してもらう。

ウ 近郊の宿泊施設との連携

旧広瀬座を利用したイベントを数日にわたって参加するとなれば、近隣での宿泊が必要となる。その際には、土湯温泉等の近郊の温泉街を利用することで、より魅力的な観光プランを立案することが可能となる。例えば、数日間にわたる研修や合宿、民家園での写真塾ツアー等、旧広瀬座と宿泊施設をセットとしたイベントを企画することで、遠方からの集客を図ることもできる。

6. 活用計画

(1) 計画条件の整理

活用に関連する法的条件・遵守すべき法規等は以下のとおりである。

①文化財保護法

重要文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受けている。

②建築基準法及び関係法令

大規模な修繕にあたっても、建築基準法第3条により適用除外となる。

③消防法及び関係法令

消防法施行令別表第一（十七）項「重要文化財」かつ（一）イ「劇場」に規定する防火対象物として消防法の適用を受ける。

また福島市火災予防条例の第六章避難管理の適用を受ける。

④福祉条例等

福島県で定める福祉条例等については、文化財として価値を損なわない範囲で極力これに沿うよう努力する。

⑤興行場法

常設の興行場とはせず、興行場法の適用を受けない範囲で運用する。

(2) 建築計画

ア 平面計画

1) 各階の平面計画

- ・1階及び2階の各室は、平成6年の移築時のままで基本的に変更しない。
- ・既存の階段は急勾配であるため、避難上の安全を確保するため階段の見直しが必要である。建物への影響を最小限に留めるためには屋外階段の設置を行う。設置場所は北西隅の1か所となる。
- ・劇場等としての利用に備えて管理棟を建設する。楽屋棟は建設を検討し、当面は必要に応じて仮設で対応する。

2) 動線計画

民家園エントランス及び旧広瀬座口から徒歩で来る来訪者を対象とする。一般来訪者は、木戸口から建物内へ入り、建物内は自由動線とする。

3) バリアフリー計画

木戸口は奥行きが浅く、扉の形式が跳ね上げであるため、本体に常設のスロープを設置することは難しい。そのため、東側開口部から内部への入場、また舞台の見学ができるよう、効果的にスロープを設置する。

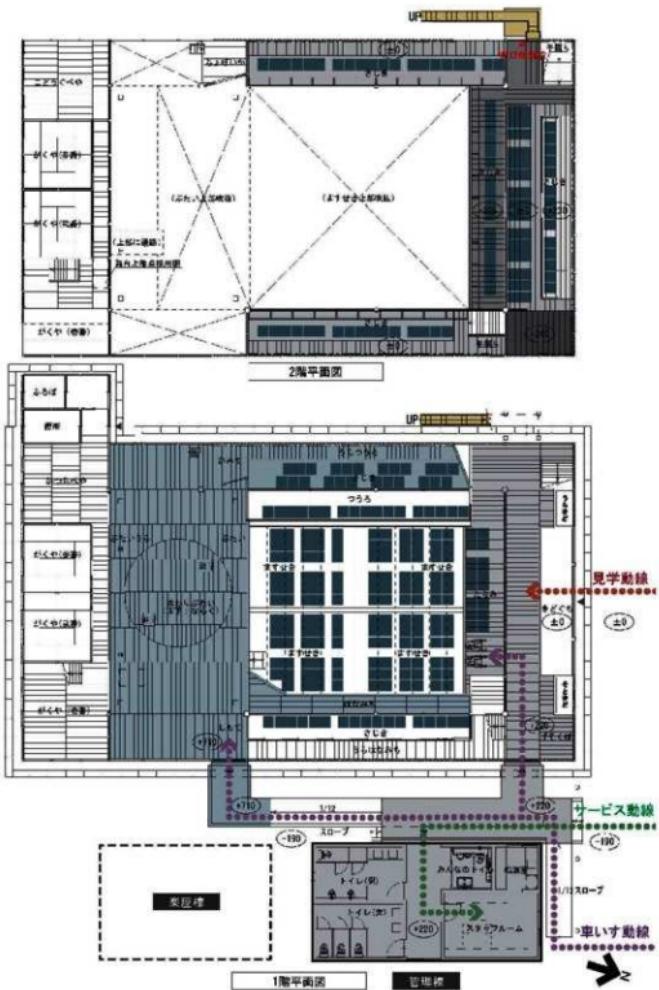


図 5-2 活用計画（案）

4) 避難計画

2階を客席として使用するにあたり、既存階段の勾配がきつく危険であるため、避難用の外部階段を整備する。1階は東側2か所、北側木戸口を避難口とし、避難誘導先は旧広瀬座北側正面とする。2階外部階段への扉は、原則閉鎖とするが、2階に多くの人を入れる場合は階段として使用する。

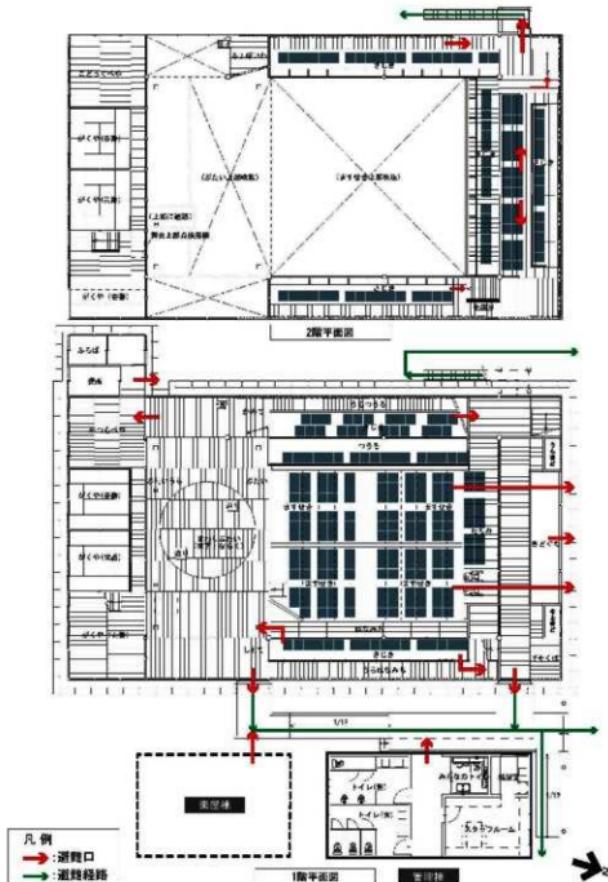


図 5-3 避難経路図（案）

イ 施設整備計画

1) 保存管理に係る施設

①管理施設

旧広瀬座東側に新設する管理棟に管理室を配し、管理に係る職員を配置する。

②消防設備

現在設置されている各種火災報知器の更新、内部での火災に備えるため屋内消火栓等を新設する。また、受信機については民家園警備室だけではなく、管理棟の管理室に副受信機を設置し管理する。

③警備設備

警備設備及び夜間の機械警備設備を設ける。

④放送設備

放送設備を設ける。

2) 公開、活用に係る設備、施設等

①施設の安全対策

舞台床板のさくくれが酷いため、利用する上ですり足ができず不具合が報告されている。このため上げ床を新設する。また、2階手摺りの高さが低いため、手摺り近くまで行けないよう落下防止柵を設置する。

②舞台設備

芝居小屋の特性を高めるため、舞台照明設備、舞台用・客席用音響設備、舞台幕及び舞台吊物装置等については耐震補強等を活用して整備する。

③電気設備

今後、活用上、舞台照明設備等が必要な場合は、建造物に与える影響を最小限に留める整備とし、照明器具は修景に配慮した器具とする。また、舞台装置を設置するにあたり、高圧受電設備を新設する。

④空調設備

現状では空調設備は整備されていないが、舞台袖に空調設備を設置する。客席に関しては設置を検討していく。また、空調効率を高めるため、無双窓の内側に木製ガラス窓などを新設することも合わせて検討する。

⑤便益施設

付属施設として、消防設備や電気設備を管理する管理室と客用トイレを備えた「管理棟」を増築する。役者用の楽屋、トイレ、シャワー室、洗面所を備えた「楽屋棟」は仮設で対応する。管理棟については、電気系統が集中するため耐火構造のR C造を想定する。また、来客者が多い場合、管理棟の東側にトイレを増築できるスペースを確保する。

3) 展示施設、備品の配備等に係る計画

展示棚等は、必要に応じて可動式のものを使用し、常設の展示棚は設置しない。

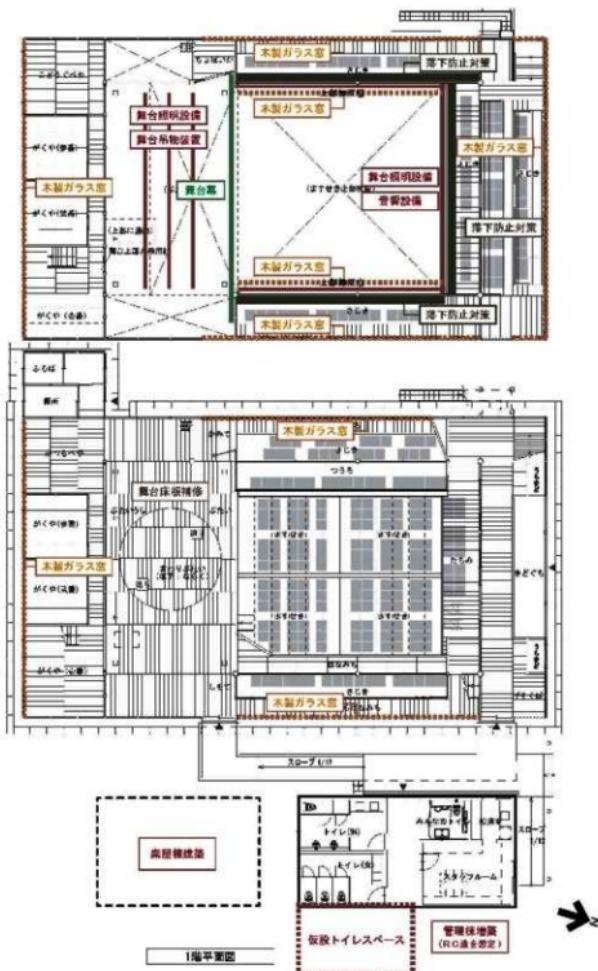


図 5-4 公開、活用に係る設備、施設等（案）

(3) 外構及び周辺整備計画

建物西側に駐車場を整備し、基本的にはイベント関係者の駐車のみとするが、第3章の旧広瀬座の周辺環境と課題でも言及しているとおり、既存の駐車場が遠く来園者からは車いす使用者用の駐車場を近くに整備する旨の要望が多数寄せられているため、一部車いす使用者等の駐車スペースとする。駐車場整備と合わせて、西門及びアプローチの整備も検討する。

建物北側はエントランス空間となるため、看板や幟等を設置し、芝居小屋としての雰囲気を演出する。イベント等の実施にあたっては、椅子、テーブル等の簡便な休憩施設を設置し、来訪者の用に供する。建物東側及び南側は管理部分として、景観に配慮し、電気設備等当該文化財の管理に必要な設備を集中的に設置する。

(4) 管理・運営計画

管理・運営には、福島市職員の他、民家園の管理と合わせて指定管理者があたる。また、旧広瀬座の運営には、市民の協力を得ることが不可欠であるため、文化的活動を行う団体との連携を図る。

7. 公開・活用に向けての課題

旧広瀬座の公開活用に向けての課題と対応案を表5-1に記載する。表は令和4年度着手予定の旧広瀬座再整備事業の工事で対応するものと将来的に対応するものに分けて記載する。

実際の実施内容については今後、設計を進めながら検討していくこととする。

表5-1 公開・活用に向けての課題と対応

	課題	再整備事業で対応	将来的に対応
安全対策	<ul style="list-style-type: none">耐震診断の結果、耐力が不足している。階段が急勾配で危険である。2階客席からの避難が困難である。	<ul style="list-style-type: none">耐震補強既設階段に手摺りを追加する。外部階段の新設	
施設保全	<ul style="list-style-type: none">舞台の床板がさきくれており危険である。2階の床板が薄く、踏み抜く危険がある。	<ul style="list-style-type: none">既設床板の上に床板を新設する。耐震補強工事で解消する。	
施設整備	<ul style="list-style-type: none">芝居を行うための照明や音響が必要。照明が不足している。冷暖房設備がない。電話がない。防災設備の老朽化。	<ul style="list-style-type: none">舞台設備の設置既設照明のLED照明に更新する。舞台上に空調機を設置する。電話を新設する。自火報、誘導灯、非常灯、非常放送	<ul style="list-style-type: none">客席に空調機を設置する。

	課題	再整備事業で対応	将来的に対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気容量が不足している。 ・事務室やトイレがない。 ・車いす使用者が入れない。 ・2階手摺りが低く、落下の恐れがある。 ・花道を役者が通るとき、提灯がある。 ・芝居を行うための十分なバックヤードがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 用スピーカーを設置する。 ・キューピクルを新設し電気容量を増量する。 ・管理棟の増築し事務室、トイレを設ける。 ・スロープの設置 ・落下防止柵を設ける。 ・提灯の形状変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設花道の設置 ・楽屋棟の増築
外構整備	<ul style="list-style-type: none"> ・活用する上でバックヤードとなる駐車スペースがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、西門、アプローチの整備 	
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・警備設備がない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・警備設備の設置

8. 活用計画の検討過程

旧広瀬座は、平成28年度の耐震対策事業にはじまり、活用に向けた検討を進めてきた。令和元年8月28日には「旧広瀬座の活用に関する市民懇談会」を開催し、旧広瀬座を活用している方々に集まっていた。懇談会では、使用者の立場から旧広瀬座の使用上の課題と、今後どのような活動を行っていきたいかヒアリングを行った。

また、令和2年1月30日には「令和元年度旧広瀬座再整備指導委員会」を開催し、外部有識者の専門的な指導や助言を得た。

これらの意見に基づき活用計画を決定したが、(1)避難階段の位置、(2)花道の位置、(3)楽屋棟の位置については複数案検討したため、次頁より検討過程及び決定した理由を記しておく。



写真5-17 旧広瀬座の活用に関する市民懇談会



写真5-18 令和元年度旧広瀬座再整備指導委員会

(1) 避難階段位置

ア 避難階段検討案

2階を客席として活用するにあたり、消防法において避難器具が必要となるが、既存の階段が建築基準法に適合していない階段であるため別途、避難階段の設置を検討する。

避難階段位置は、上手桟敷席と下手桟敷席の奥に設置した避難階段①、既存階段近くに設置した避難階段②の2通りについて検討を行った。

避難階段①は、内法高さが1785mmと低く、外部へ出たら垂木に頭があたるが、避難階段②は床高さが2階で最も低く、内法高さが2025mm確保できる。また、既存階段は急勾配であるため、舞台正面席についても新設の階段を使い避難した方が安全である。

避難階段②は舞台正面席からも避難距離が短く、客席としては使えないスペースに設置できるため、避難階段②を第一候補とした。

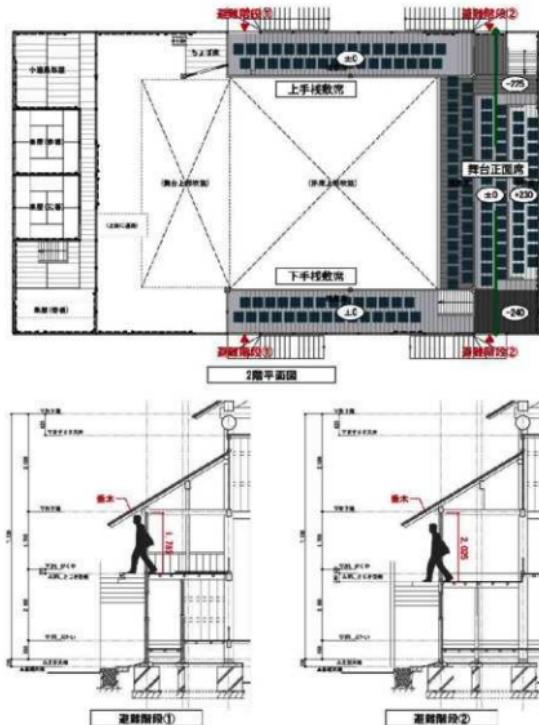


図 5-5 避難階段位置検討図

イ 文化庁協議

令和3年4月に活用工事について文化庁の現地指導を受けた。その際に避難階段設置について協議を行った。指導内容は以下の通りであった。

- ① 避難階段設置は、法律上の必要最小限の設置とする。
- ② 避難階段設置のための開口を設けることは文化財としては現状変更に当たるので現状変更申請手続きを行う。また東面に設置予定としている部分は、建具、壁が当初材なので開口をあけることは難しい。

文化庁指導を受けて消防法による避難階段設置数を算出し、収容人数は200人以下となり階段設置は1箇所となった。設置位置は移築時に壁が復旧された西側に設置することとした。また避難に関しては、建築以外の方法で可能な限りの対応を検討していくこととなった。

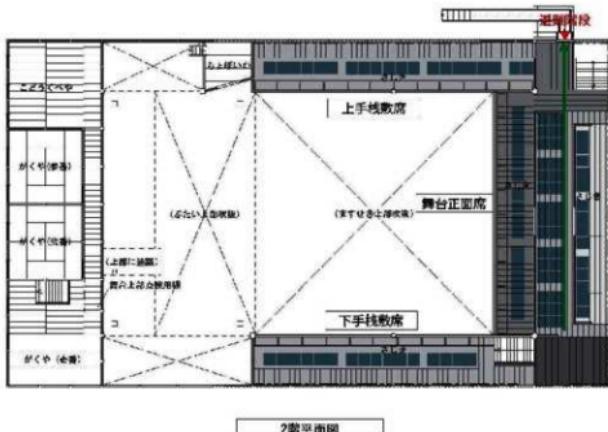


図5-6 避難階段位置最終図

(2) 花道と提灯

花道を使用するとき、花道が棧敷席に隣接しているため、2階手摺りに設置された提灯にあたる。提灯は手摺りに固定されており、容易に取り外すことができないため、提灯の形状を変更することを検討する。また、演目によっては既存の花道が使用できないため、その場合は仮設の花道を設置して対応することも検討する。



写真 5-17 舞台から客席を見る



写真 5-18 花道上部の提灯

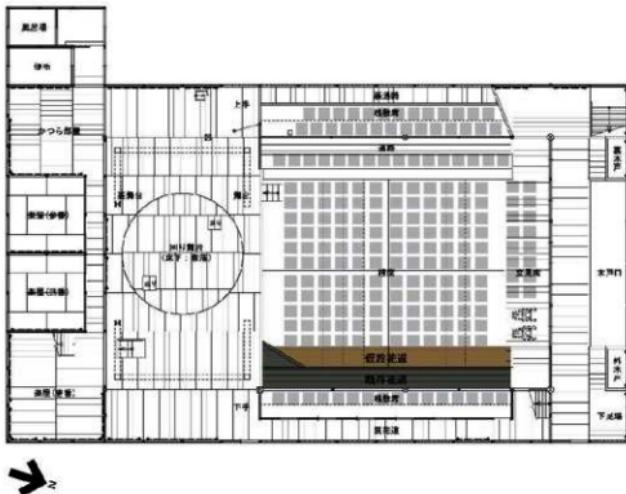


図 5-7 仮設花道設置想定図

(3) 楽屋棟位置

管理棟は、木戸口東面にある既存引違い戸を活用すれば、本体への影響が少なく、機能的にも有利な位置となるため、旧広瀬座の東側に配置するが、楽屋棟については、旧広瀬座の西側に配置する案も考えられる。この案の場合、舞台脇に荷解き場を設けることで舞台への搬出入が容易に行える。ただし、管理棟と離れてしまうため、管理がしづらいこと、西側からの景観が損なわることが欠点としてあげられる。またこの案は、舞台西側の壁を開口する現状を変更する行為が含まれている。現状変更行為は、予め文化庁長官の許可が必要となる。このため、計画を具体化していく際には、関係機関と十分協議し、計画の見直しがありうることに留意する。

基本となる「楽屋東側案1」に対し、楽屋棟を西側に配置した「楽屋棟西側案」、広瀬座西面に開口部のみを新設した「楽屋棟東側案2」について検討を行った。

各案について、現状変更の許可を要する新設開口部の数、大道具を搬出入するための搬入経路距離、管理棟との距離による管理のしやすさ、バリアフリーの達成度、外観の景観保全の5項目について比較を行った。

委員会にて、新たな活用で想定する興業において、大道具の搬入経路については、広瀬座の場合木戸口にトラックを横付けして搬入するのがよく、その他小道具等については楽屋荷物等の小さな荷物のみであり、一間幅の搬入口からの出し入れが可能であるとの見解を得られた。そのため、新設開口部の数が少なく、文化財に与える影響が最も小さい「楽屋東側案1」となった。

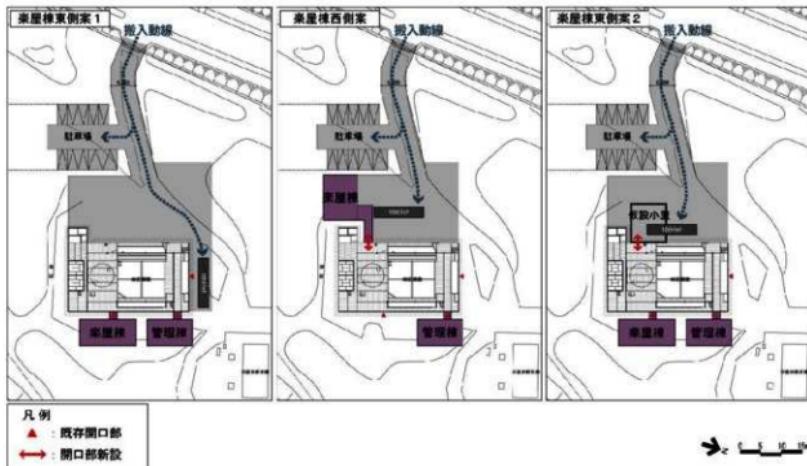


図 5-8 楽屋棟位置検討図

項目	楽屋棟東側案 1	楽屋棟西側案	楽屋棟東側案 2
1. 現状変更の許可 (新設開口部の数)	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
2. 搬入経路距離	△	△	△
3. 管理のしやすさ	○	×	○
4. バリアフリー	○	×	○
5. 景観の保全	○	×	○

第6章 保護に係る諸手続き

重要文化財（建造物）旧広瀬座の保存活用にあたって必要となる諸手続きについて記す。また本保存活用計画の改正に係る手続きについて示す。

ただし、本計画の定めにおいて、明確ではない行為については、その都度、福島県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

1. 文化財保護法及びその他の関係法令に規定される手続き

（1）き損届

重要文化財（建造物）がき損した場合、所有者はその事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。（文化財保護法第 33 条）

〔毀損届に記載すべき事項〕

1. 重要文化財の名称及び員数
 2. 指定年月日及び指定書の記号番号
 3. 重要文化財の指定書記載の所在地
 4. 所有者の名称及び住所
 5. き損の事実の生じた日時及び場所
 6. き損の事実の生じた当時における管理の状況
 7. き損の原因並びにき損の箇所及び程度
 8. き損の事実を知った日
 9. き損の事実を知った後に執られた措置、その他参考になるべき事項
- ＜添付書類＞
- ・写真又は見取図その他き損の状態を示す書類等

（2）修理届

重要文化財（建造物）を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（文化財保護法第 43 条の 2）

修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告しなければならない。（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第 3 条）

〔修理届に記載すべき事項〕

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在地

4. 所有者の名称及び住所
 5. 修理を必要とする理由
 6. 修理の内容及び方法
 7. 修理の着手及び終了の予定時期
 8. 修理施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
 9. その他参考になるべき事項
- <添付書類>
- ・修理しようとする箇所の写真又は見取図

修理届を必要としない行為は以下の通り。

- ・文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- ・文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理
- ・文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

(3) 現状変更許可申請

重要文化財（建造物）に関し、その現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（文化財保護法第43条第1項）

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

（現状変更に該当する例）

- ・改造する場合（間仕切の取付け又は撤去、窓の取付けなど）
- ・構造、形式、規模を変える場合
- ・部材の材種、材質、寸法、工法を変える場合
- ・今後、新たな知見が明らかとなり、ある時代に復そうとする場合
- ・移築または曳屋をする場合
- ・建物の建つ地盤の高さを変える場合

[現状変更許可申請に記載すべき事項]

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在地
4. 所有者の名称及び住所
5. 現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
6. 現状変更を必要とする理由

7. 現状変更の内容及び実施の方法
8. 現状変更の着手及び終了の予定時期
9. 現状変更に係る工事その他の行為の施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
10. その他参考になるべき事項

<添付書類>

- ・現状変更の設計仕様書及び設計図
- ・現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

現状変更の許可を要さない行為は以下の通り。

- ・維持の措置
重要文化財指定時の状況に復するための修理で、同種、同材、同仕様によるもの。
ただし、前述（2）の修理届を提出しなければならない。
- ・非常災害のために必要な応急処置
シートや合板等による破損箇所の養生。ただし、処置後には、速やかに、き損届を提出する。予想される災害に対する応急的な予防処置など。ただし、処置後には、文化庁に事務連絡を行う。

(4) 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

重要文化財（建造物）に関し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（文化財保護法第43条第1項）

文化庁長官は、保存に影響を及ぼす行為を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

(保存に影響を及ぼす行為の該当例)

- ・文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合。
- ・文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合。
- ・文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合。
- ・文化財建造物の内部に、事務室など防災及び美観上問題を生じやすい仮設的な施設を設ける場合。

- ・文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合。
- ・文化財建造物から直接型取りを行い、模造をする場合。

保存に影響を及ぼす行為の許可を要さない行為は以下の通り。

- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合
　例えば、設備の保守点検のために重要文化財（建造物）の内外に仮設物を設置し、それが一時的なもので、重要文化財（建造物）と接触する部分が十分に養生されている場合。また躯体に新たな貫通を要しない範囲で、建築設備の機器更新がなされる場合など。

（5）防災施設の機能低下等に係る報告

国庫補助により設置した防災施設に機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告する。（文化財保存事業費関係補助金交付要綱（21））

（6）その他届出

- ・管理責任者を選任し、解任し、または変更したとき（文化財保護法 31 条第 3 項）
- ・管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき（同 32 条第 1、2 条）

（7）書類の経由

上述（1）～（6）の書類（申請書、届出書等）は、福島県教育委員会を経由して文化庁に提出する。書類提出の要否が不明快な場合には、その都度、福島県教育委員会を通じて文化庁文化資源活用課に確認する。

2. 本保存活用計画の改正について

本保存活用計画の内容を変更するときには、変更の内容について福島県教育委員会及び文化庁文化資源活用課と事前に協議を行う。

変更後の計画は、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成 11 年 3 月 24 日、文化財保護部長裁定）に基づき、変更前の計画を添えて福島県教育委員会を経由して文化庁へ提出し、確認を受ける。

参考文献

保存活用計画の策定にあたり、下記の文献を参考にした。

1. 「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」

平成 11 年 3 月 文化庁文化財保護部建造物課発行

2. 「旧広瀬座移築保存工事報告書」平成 8 年 2 月 福島市教育委員会

3. 「民家園のてびき」平成 9 年 3 月 福島市民家園

4. 「重要文化財旧遠山家住宅保存活用計画」平成 28 年 9 月 白川村教育委員会

5. 「重要文化財康楽館保存活用計画」平成 16 年 3 月 小坂町教育委員会

6. 「重要文化財康楽館保存活用計画」平成 28 年 3 月改訂 小坂町教育委員会

7. 「永楽館 復原の軌跡 永楽館復原工事報告書」平成 21 年 3 月 豊岡市教育委員会

8. 「豊岡市指定有形文化財永楽館保存修理工事報告書・補遺」

平成 26 年 6 月 豊岡市教育委員会